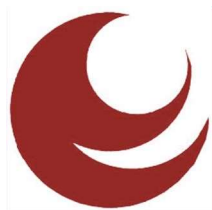


地域森林計画書（案）

（高梁川上流森林計画区）

計画期間

自	令和	8年	4月	1日
至	令和18年	3月	31日	



広島県

目 次

はじめに	1
I 広島県の基本方針	3
第1 広島県の基本的な考え方	3
第2 広島県が定める目標	4
1 森林資源経営サイクルの構築	4
2 森林資源利用フローの推進	4
3 山地災害防止に向けた取組	5
4 森林の公益的機能の維持	5
II 計画区の概要	7
第1 計画区の位置	7
第2 自然的背景	7
1 地形	7
2 気候	7
3 地質及び土壌	7
第3 社会経済的背景	7
1 人口	7
2 産業	7
3 交通	8
4 土地利用	8
第4 森林・林業の概況	8
第5 計画樹立に当たっての基本的考え方	9
III 計画事項	10
第1 計画の対象とする森林の区域	10
第2 計画量等	11
1 前計画の実行結果の概要及びその評価	11
(1) 伐採立木材積	11
(2) 間伐面積	11

(3)	人工造林及び天然更新別面積	11
(4)	林道の開設及び拡張	11
(5)	保安林の整備及び治山事業	11
2	今期計画	12
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	12
(2)	間伐面積	12
(3)	人工造林及び天然更新別の造林面積	12
(4)	林道の開設及び拡張に関する計画	12
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	13
(6)	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	14
第3	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	15
1	森林の整備及び保全の目標	15
2	森林の整備及び保全の基本方針	16
3	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	18
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	20
(3)	その他必要な事項	22
4	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	23
5	その他必要な事項	23
第4	森林の整備に関する事項	24
1	立木竹の伐採（間伐以外）	24
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	24
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	25
(3)	その他必要な事項	25
2	造林	27
(1)	人工造林に関する指針	27
(2)	天然更新に関する指針	29
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	31
(4)	その他必要な事項	31
3	間伐及び保育	32
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に	

関する指針	32
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	34
(3) その他必要な事項	34
4 林道等の開設や林産物の搬出	36
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	36
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	36
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 （路網整備等推進区域）の基本的な考え方	37
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	38
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	38
(6) その他必要な事項	38
5 森林施業の合理化等	39
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林 施業の共同化に関する方針	39
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	39
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に 関する方針	40
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	40
(5) その他必要な事項	41
第5 森林の保全に関する事項	42
1 森林の土地の保全	42
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	42
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する 必要のある森林及びその搬出方法	43
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	43
(4) その他必要な事項	43
2 保安施設	44
(1) 保安林の整備に関する方針	44
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	44
(3) 治山事業の実施に関する方針	44
(4) 特定保安林の整備に関する事項	45
(5) その他必要な事項	45

3	鳥獣害の防止	46
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	46
(2)	その他必要な事項	46
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	47
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	47
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	47
(3)	林野火災の予防の方針	47
(4)	その他必要な事項	47
第6	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	48
1	保健機能森林の区域の基準	48
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	48
第7	その他必要な事項	49
1	保安林その他制限林の施業方法	49
2	その他必要な事項	50
(附)	参考資料	56
1	森林計画区の概要	56
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	56
(2)	地況	57
(3)	土地利用の現況	59
(4)	産業別生産額	59
(5)	産業別就業者数	59
2	森林の現況	60
(1)	齢級別森林資源表	60
(2)	制限林普通林別森林資源表	66
(3)	市町村別森林資源表	67
(4)	所有形態別森林資源表	68
(5)	制限林の種類別面積	69
(6)	樹種別材積表	70
(7)	特定保安林の指定状況	70
(8)	荒廃地等の面積	70
(9)	森林の被害	70

(10) 防火線等の整備状況	70
3 林業の動向	71
(1) 保有山林規模別林家数	71
(2) 森林経営計画の認定状況	71
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	71
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	71
(5) 林業事業体等の現況	73
(6) 林業労働力の概況	73
(7) 林業機械化の概況	74
(8) 作業路網等の整備の概況	74
4 前期計画の実行状況	75
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	75
(2) 間伐面積	75
(3) 人工造林・天然更新別面積	75
(4) 林道の開設及び拡張の数量	75
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	75
ア 保安林の指定又は解除の面積	75
イ 治山事業の数量	75
5 今期計画の明細	76
(1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	76
6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	77
(1) 森林より森林以外への異動	77
(2) 森林以外より森林への異動	77
7 林分密度管理図	78
(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表	78
(2) ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表	79
8 主伐上限量の目安	80
(1) 主伐上限量の目安	80
(2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量	80

図1-1 高梁川上流森林計画区の位置図

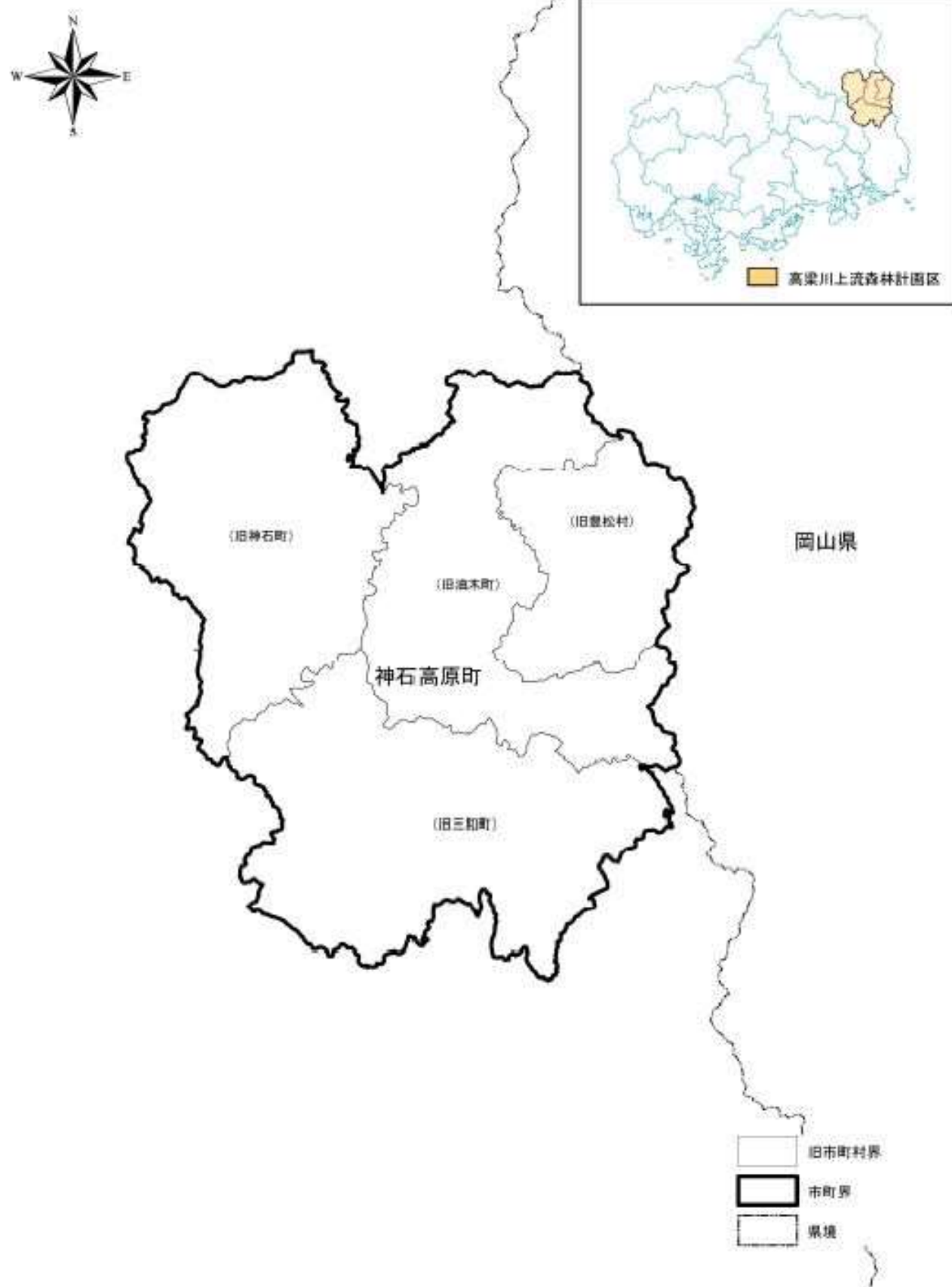
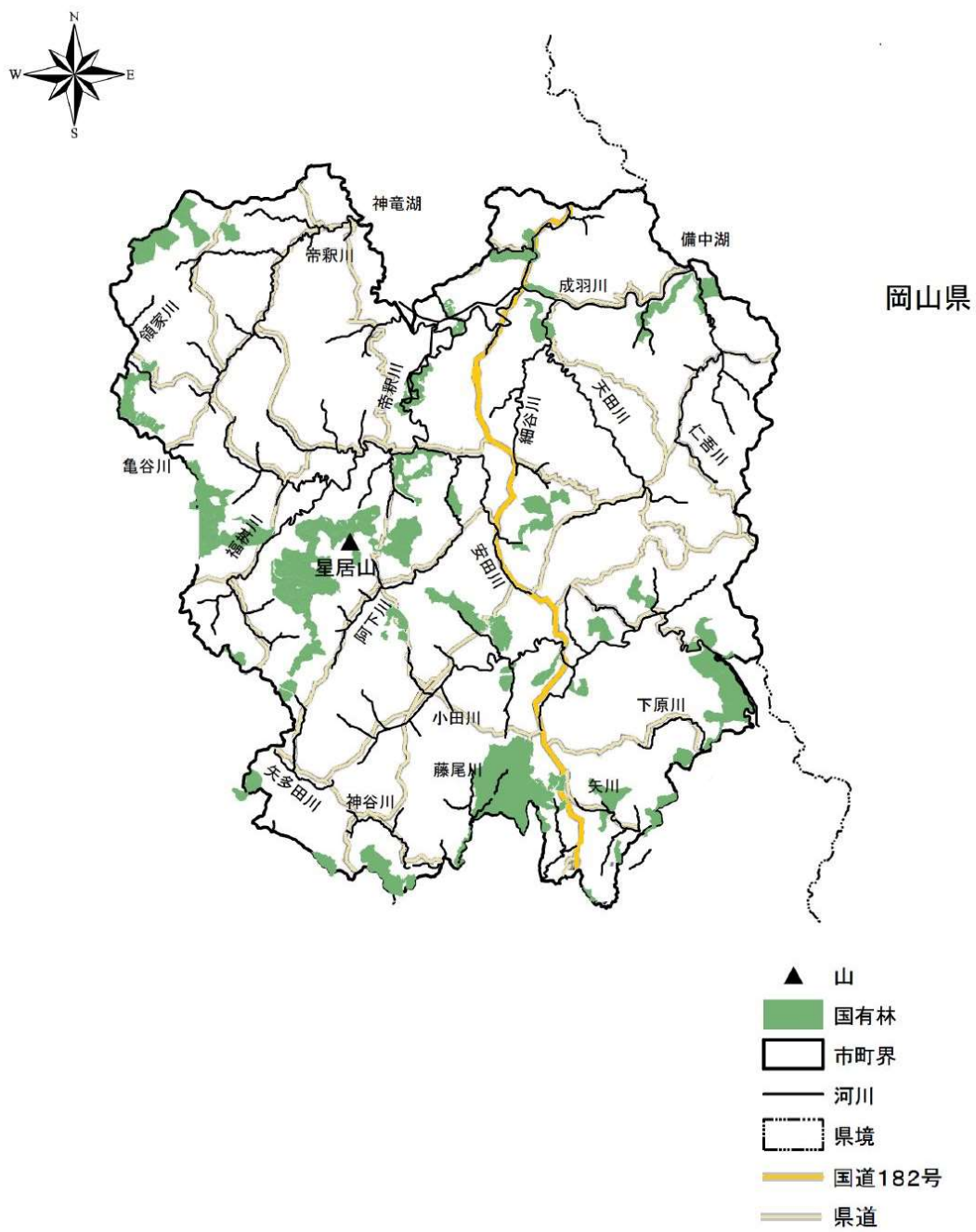


図 1-2 高梁川上流森林計画区の位置図



はじめに



地域森林計画は、森林法第5条に規定のとおり、都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林を森林計画区（全158森林計画区）別に、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、都道府県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

広島県では、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画である、「広島県農林水産業アクションプログラム」において、農林水産業における目指すべき姿の中長期的な目標（指標）や具体的な取組方針を示していることから、アクションプログラムに沿った内容を、地域森林計画に記載しています。

また、市町村森林整備計画は、市町村長が、地域森林計画に適合して、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、森林所有者が行う森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めていることから、市町村の森林づくりの長期的な構想となるものです。

政府

森林・林業基本法第11条

森林・林業基本計画

・森林・林業に関する長期的かつ総合的な政策の方向・目標

即して

農林水産大臣

森林法第4条

全国森林計画（15年計画）

・国の森林関連政策の方向
・地域森林計画等の指針

即して

県知事

森林法第5条

地域森林計画（10年計画）

・都道府県の森林関連施策の方向
・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
・市町村森林整備計画の指針

適合して

県

安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

・現実化する人口減少、少子化・高齢化、急速に進むデジタル技術、頻発化する大規模災害などの社会経済情勢の変化が進む中において、本県の目指す姿（将来像）を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために策定したビジョン

広島県農林水産業アクションプログラム

・農業・畜産業・林業・水産業の各分野において、中長期的に目指していく姿を見据えた上で、5年間で達成すべき目標（指標）を掲げ、具体的に取り組む活動を整理したもの

市町

森林法第10条の5

市町村森林整備計画（10年計画）

・市町村の森林関連施策の方向
・森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範

適当であること

適合して

森林所有者等

森林法第11条

森林経営計画（5年計画）

・森林所有者等が自ら森林の経営を行う森林について、自発的に作成する具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画

一般の森林所有者に対する措置

・伐採及び伐採後の造林の届出
・森林の土地の所有者となった旨の届出等

I 広島県の基本方針

第1 広島県の基本的な考え方

1 広島県の森林づくり 50 年構想

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」(令和2年10月策定)に基づき、次のとおり本県の森林づくりを推進しています。

広島県の森林づくり 50 年構想

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、約61万ha、県土の72%を占める森林があります。今、この森林は、木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、十分に手入れされているとは言えない状況にあり、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか、森林環境教育の場としても森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。

このため、まずは、持続的な林業経営による森林整備を拡大し、それが難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する保全活動等を拡大することに取り組み、これらにより周辺の森林にも目が行き届くようになるなど、広い意味での管理される森林を拡げていくことで、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。

県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、皆さんとともに森林再生の取組を進めていきます。

◆資源循環林

低コスト林業団地や公有林のスギ・ヒノキの人工林では、長伐期施策により、継続的に間伐を行い、木材として利用するなど、林業を通じて、適切に維持・管理を行います。
また、その周辺の広葉樹林も、人工林の管理を通じて、適切に管理していきます。

◆環境貢献林

採算が見込めないスギ・ヒノキの人工林は、複層林化や強度間伐を行い、周辺の多様な広葉樹を林内に導入するなど天然力も活用して針広混交林へ誘導していきます。
これにより、混在する広葉樹林と一体化し、水源かん養や県土保全等の公益的機能の高度発揮を図ります。

◆里山林

地域に身近な森林、保健休養等の機能増進や山火事等の災害跡など機能回復が必要な森林等を対象に、多様な主体による森林整備を行います。
複層林化、択伐、補植、樹種転換等により、多様な樹種からなる広葉樹林、松くい虫に強いマツ林や混交林へ誘導していきます。

広島県の森林の目指す姿



第2 広島県が定める目標

「広島県農林水産業アクションプログラム」に沿って、次のとおり、目指す姿と取組の方向を定めます。

1 森林資源経営サイクルの構築

(1) 目指す姿

県内人工林約 14 万 ha のうち、資源循環林 4 万 ha において、林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営体により、50 年サイクルで年間 40 万 m^3 の県産材が安定的に生産される持続的な経営が行われています。

(2) 課題

- ・ 林業経営適地の設定及び集約化を進める必要があります。
- ・ 年間 5 千 m^3 以上の木材生産を行う林業経営体は増加しましたが、長期的視点での経営戦略を描ける林業経営体が少ない状況にあります。
- ・ 主伐後の再造林を進めるために必要である、シカ被害の抑制、苗木の安定供給体制、森林施業の低コスト化等の技術基盤が確立されていません。

(3) 主な取組の方向

- ・ 航空レーザ計測データの解析結果により把握した森林資源情報等に基づく林業経営適地の設定及び森林経営管理制度を活用した林業経営体への集約化を推進します。
- ・ 50 年サイクルの経営を前提とした長期的視点を有する経営力の高い林業経営体を育成します。
- ・ IoT 技術を活用したシカ被害抑制対策、少花粉品種苗木等の安定供給体制の構築及びコウヨウザンの活用等による森林施業の低コスト化等を確立することにより、主伐後の再造林を進めます。

2 森林資源利用フローの推進

(1) 目指す姿

森林資源経営サイクルの構築により生産された年間 40 万 m^3 の県産材が、生産から流通・加工・利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。

(2) 課題

- ・ 製材工場等に安定的に県産材を供給することにより、工場の稼働

を高めて生産コストの縮減を進め、県産材製品が価格面で外材製品に対抗できる状態を作り出す必要があります。

- ・ 県産材の主な需要先である住宅分野において、新規住宅着工戸数の減少などの木材需要の落ち込みが予測されていることから、住宅分野以外も含めた県産材の需要先の確保が必要です。

(3) 主な取組の方向

- ・ 大規模工場等の周辺の林業経営体からの集荷を促し、さらなる安定供給量の増加を図ります。
- ・ 「広島県県産木材利用促進条例」に基づき組織化した「ひろしま木づかい推進協議会」を中心に、住宅に加え、公共建築物や店舗等の木造・木質化、木製家具等での高付加価値製品の開発や販路拡大に取り組みます。

3 山地災害防止に向けた取組

(1) 目指す姿

治山施設の整備などハード対策を効率的かつ効果的に進め、災害等による県民への影響が最小限に抑えられています。また、豪雨など異常気象時のリスクに関する情報を県民が認知し、自ら必要となる避難行動をとっていく意識が醸成されています。

(2) 課題

- ・ 山地災害危険地区において治山施設の整備を進めていますが、防災機能向上のためには既存施設の点検を行い、その結果に基づく老朽化対策の強化も必要です。

(3) 主な取組の方向

- ・ 被害が発生した場合の影響などを考慮しながら、治山施設等の計画的な整備や保全対策を推進します。
- ・ 山地災害に対する防災意識を高めるため、治山施設の整備状況や既存施設の設置状況などを県民及び自主防災組織等が取得できるよう、情報提供します。
- ・ 治山施設の整備に並行して、手入れ不足の人工林の間伐を実施することで根系等の発達を促し、災害に強い森づくりを推進します。

4 森林の公益的機能の維持

(1) 目指す姿

里山等の豊かな自然環境や水源かん養等の機能が、維持・保全されています。

(2) 課題

- ・ ひろしまの森づくり事業等により、手入れ不足の人工林の整備や地域住民等による里山林等の保全活動を推進してきましたが、依然として手入れ不足の人工林や放置された里山林、所有者が不明で施業できない森林が存在しており、森林の公益的機能の低下が懸念されています。

(3) 主な取組の方向

- ・ 手入れ不足の人工林のうち県民生活への影響が大きい箇所の集中的な整備を行い、また、所有者の施業意思のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。
- ・ 地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援し、また、その取組を県内全域へ展開します。

Ⅱ 計画区の概要



第1 計画区の位置

本計画区は、本県の東部に位置する1町からなり、その区域面積は3万8,198haで、県総面積の4.5%を占めています。

第2 自然的背景

1 地形

本計画区は、標高400mから800mの高原地帯で、起伏の穏やかな神石高原を形成しています。

河川は、岡山県へ流下して瀬戸内海に注ぐ高梁川水系で、成羽川、帝釈川及び福樹川等が岡山県境で合流しています。

2 気候

本計画区は、概して低温多雨で山間地域特有の気象となっており、年平均気温は12.0℃で、年間降水量は、約1,400mmです。

3 地質及び土壌

本計画区の地質は、神石高原町北部を中心に、中・古生層が33.2%を占めています。次いで流紋岩が、同町南部を中心に分布しています。

土壌は、適潤性褐色森林土が広く分布し、78.1%を占めています。次いで乾性褐色森林土が、同町中南部を中心に分布しています。

第3 社会経済的背景

1 人口

本計画区の人口は、令和2年の国勢調査によると8,250人で、県全体の0.3%になります。

令和2年までの過去5年間の人口推移をみると、県全域の人口が1.6%減少しているのに対し、本計画区は10.5%減少しています。

2 産業

(1) 就業者数

本計画区の就業者数は、令和2年の国勢調査によると4,374人で、県全体の0.3%にあたります。

そのうち第一次産業の就業者数は、1,086人で、計画区就業者数に占める割合は24.8%と県平均2.7%を大幅に上回っています。

計画区内の林業就業者数は59人で、第一次産業就業者に占める割合は5.4%、

県下全域の林業就業者数の 4.6%にあたります。

(2) 生産額

本計画区の生産額（総生産）は、約 280 億円で、県全体の 0.2%になります。

そのうち第一次産業の生産額は約 24.5 億円で、計画区内総生産額に対する割合は 8.7%になります。

林業生産額は約 2.1 億円で、計画区内における総生産額の 0.8%になります。

3 交通

計画区内を南北に走る国道 182 号線、主要地方道 5 路線、一般県道 17 路線などが整備されています。

4 土地利用

本計画区の総面積 3 万 8,198ha のうち、森林は 3 万 1,674ha で 82.9%を占めており、県平均の 74.7%を上回っています。

農地については、1,018ha、2.7%と、県平均 3.4%を下回っています。

第 4 森林・林業の概況

本計画区域内の計画区域内森林面積は、3 万 1,674ha になります。そのうち計画対象森林である民有林面積は 2 万 7,985ha で、その割合は 88.4%になります。

民有林の樹種別面積割合は、スギ 9.0%、ヒノキ 26.1%、マツ 26.2%、広葉樹 36.9%となっており、全県に比べて、ヒノキの割合が高くマツの割合が低くなっています。

本計画区の民有林面積は、県全体の 4.8%ですが、人工林面積は 10,426ha、人工林率は、37.3%で全県の 32.4%を上回っており、また、約 9 割が間伐や主伐により木材の利用が可能なⅦ齢級以上となっています。

このことから、本計画区は、高梁川水系の上流部に位置する重要な水源地域であるとともに、木材生産機能の発揮が期待される地域でもあります。一方で、計画的な主伐・再造林が進んでいないことによる齢級構成の偏りが課題となっています。

また、森林や伝統的な文化等の地域資源を活用して、中山間地域と都市との交流・連携を進め、山村地域の発展に資することが期待されています。

マツ林や広葉樹林などの里山林については、大部分は自然に遷移していく森林ではあるものの、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害等が存在しています。松くい虫被害は減少傾向にあり、ナラ枯れ被害は気象条件により変動しているものの、引き続き、松くい虫被害対策やナラ枯れの激害化防止対策を講じなければ、マツ林等の維持が困難となっています。

計画区域内森林面積

単位 面積：ha、割合：％

区 分	計画区 合計	割合	国有林	割合	民有林	割合	県全体 民有林	割合
森林総面積	31,674	100.0	3,689	100.0	27,985	100.0	586,012	100.0
人工林	12,638	39.9	2,212	60.0	10,426	37.3	190,074	32.4
天然林	18,536	58.5	1,452	39.4	17,084	61.0	384,848	65.7
その他	500	1.6	25	0.7	475	1.7	11,090	1.9

民有林樹種面積

単位 面積：ha、割合：％

区 分	合計	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	その他
計画区	27,985	2,508	7,295	7,345	10,318	518
構成比	100.0	9.0	26.1	26.2	36.9	1.8
県全体	586,012	57,107	104,193	197,163	215,623	11,925
構成比	100.0	9.8	17.8	33.6	36.8	2.0

第5 計画樹立に当たっての基本的考え方

I の広島県の基本方針や前項の計画区の概況を踏まえ、本計画区の森林の整備及び保全に関する目標や計画期間内に到達すべき計画数量、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めます。

Ⅲ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

市町別面積

区 分			面積 (ha)	備考
総数			27,984.89	
神石郡	神石 高原町	(油木)	7,301.13	
		(神石)	7,874.05	
		(豊松)	3,994.11	
		(三和)	8,815.60	

- 注 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図は、農林水産局林業課、東部農林水産事務所において縦覧に供する。

第2 計画量等

1 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5年分(R3～R7)の実行見込の概要及び評価については、次のとおりです。

(1) 伐採立木材積

主伐は、167 千 m^3 の計画に対し 217 千 m^3 と、実行歩合は 130%となった。

間伐は、森林整備事業の推進等を行ったが、133 千 m^3 の計画に対し 27 千 m^3 と、実行歩合は 20%となった。

全体としては、300 千 m^3 の計画に対し 244 千 m^3 と、実行歩合は 81%となった。

(2) 間伐面積

間伐面積は、森林整備事業等を推進したが、1,239ha の計画に対し 425ha と、実行歩合は 34%となり、計画を下回る結果となった。

(3) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、森林所有者の再造林に対する投資意欲が高まらず、357ha の計画に対し 91ha と実行歩合は 25%にとどまった。

天然更新は、人工造林の実行歩合が影響し、323ha の計画に対し 630ha と、実行歩合は 195%となった。

全体としては、680ha の計画に対し 721ha と、実行歩合は 106%となった。

(4) 林道の開設及び拡張

開設は、公共事業の予算の災害被災地への重点配分等により、事業実施を延期したため、1 路線 2,000m の計画が未実行となった。なお、森林の整備に関しては、森林作業道の整備を進めることにより実施されている。

拡張は、2 箇所での計画に対し 2 箇所で実施した。

(5) 保安林の整備及び治山事業

ア 保安林の整備

指定は、着実な事務の推進により、8,996ha の計画に対し 8,971ha で、実行歩合はほぼ 100%となり、計画のとおりとなったが、解除は同意取得等が困難なものが多く、2.81ha の計画に対し 0.58ha と、実行歩合は 21%となった。

イ 治山事業

治山事業は、公共事業の予算の災害被災地への重点配分等により、5 地区の計画に対し実行が 2 地区と実行歩合は 40%で、計画を下回る結果となった。

2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	611	523	88	346	258	88	265	265	-
うち 前半 5 年分	299	255	44	165	121	44	134	134	-

(2) 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	2,494
うち前半5年分	1,274

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	総数	人工造林	天然更新
総 数	1,392	749	643
うち前半5年分	674	353	321

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
高梁川 上流	開 設	自動車道	総 数	1 路 線		2,000	36			
			神 石 高 原 町	1 路 線		2,000	36			
			(旧 三 和 町)	1 路 線		2,000	36			
				下 阿 下		2,000	36	○		
	拡 張	自動車道	総 数	2 路 線		5,840	188			
			神 石 高 原 町	2 路 線		5,840	188			
			(旧 油 木 町)	2 路 線		5,840	188			
				大 畠		3,409	113	○		
				上 野 角 平		2,431	75	○		

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		うち前半5年分	
総数 (実面積)	9,179	9,075	
水源涵 (かん) 養のための保安林	8,645	8,544	
災害防備のための保安林	487	480	
保健、風致の保存等のための保安林	82	82	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために、水源涵 (かん) 養のための保安林等の内訳の合計が総数に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/ 解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解 除を必要と する理由	備考		
		市町	区域			うち前半5 年分				
指定	水源涵 (かん) 養	神石高原町	油木	油木	17.22	9.00	流域保全 上重要な 地域			
				近田	6.00					
			神石	福永	14.00	14.00				
				豊松		10.00				
			三和	坂瀬川	59.19	8.00				
				父木野	35.00	35.00				
				井関	40.00	40.00				
				上	13.00	13.00				
				光信	9.00	9.00				
			小計			203.41		128.00		
	合 計			203.41	128.00					
解除	水源涵 (かん) 養	神石高原町	油木	油木	2.67		指定理由 の消滅	10箇所		
				近田	0.90	0.90				
			神石	草木	0.62	0.62			3箇所	
				牧	0.20	0.20				
			豊松	有木	0.56	0.56			2箇所	
				笹尾	0.50	0.50				
				上豊松	0.03	0.03				
			小 計			5.48		2.81		
			合 計			5.48		2.81		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積 (ha)	皆伐面積の 変更面積 (ha)	択伐率の 変更面積 (ha)	間伐率の 変更面積 (ha)	植栽の 変更面積 (ha)
水源涵(かん)養 のための保安林	0	0	2,209	5,047	2,790
災害防備のため の保安林	0	0	101	344	150
保健、風致の保 存等のための保 安林	0	0	27	71	30

イ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
指定する必要のある箇所から、順次指定するものとします。

ウ 実施すべき治山事業の数量

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域			うち前半5 年分		
神石高原町	三和	029	2	1	溪間工	
	小計	1 地区	2 地区	1 地区		
その他の林班数		5 地区	5 地区	1 地区		
合計		6 地区	7 地区	2 地区		

(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施
業の方法及び時期

該当なし。

第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて県民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備及び保全する必要があります。

また、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する必要があります。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進することが求められています。

このため、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿について、次のとおり定めます。

森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿

森林の機能	森林の望ましい姿
①水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
⑥生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、Ⅰの第1の1において示す「広島県の森林づくり 50 年構想」に誘導することとし、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

森林の機能と機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
① 水源涵（かん）養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
② 山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。
③ 快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
④ 保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
⑤ 文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
⑥ 生物多様性 保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
⑦ 木材等生産 機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。 また、将来にわたり人工林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。

3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、前項1「森林の整備及び保全の目標」及び2「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」(昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知)に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請及び既往の森林施業体系等を勘案して、定める必要があります。

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の区域を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

森林の区域	基準
① 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『水源涵(かん)養機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(水源かん養保安林、干害防備保安林等) b 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 上水道水源の集水域にある森林 (b) 水源涵(かん)養機能の評価区分が高い森林 c その他水源涵(かん)養機能の維持増進を図る必要がある森林
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林) b 砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、地すべり防止区域に指定されている森林 c 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 下流域に保全対象がある森林 (b) 山地災害防止機能の評価区分が高い森林 d その他山地災害防止／土壌保全機能の維持増進を図る必要がある森林

森林の区域	基準
③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『快適環境形成機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林（飛砂防備保安林、防風保安林、防霧保安林、潮害防備保安林等） b 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 集落や農地の周縁部にある森林 (b) 生活環境保全機能の評価区分が高い森林 c その他快適環境形成機能の維持増進を図る必要がある森林
④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『保健文化機能維持増進森林』	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林（保健保安林、風致保安林） b 自然公園、自然環境保全地区等の森林 c 森林の属性、位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 森林公園、史跡等の周辺にある森林 (b) 希少動植物の生息地周辺にある森林 (c) 保健文化機能の評価区分が高い森林 d その他保健文化機能の維持増進を図る必要がある森林

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の森林施業の方法を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めるものとします。

また、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めるものとします。

森林の区域	指針
① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『水源涵（かん）養機能維持増進森林』	伐期の間隔の拡大を図るとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』 『快適環境形成機能維持増進森林』 『保健文化機能維持増進森林』	a 特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとする。 b a 以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。 c 適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とするものとする。この場合において、皆伐によるものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。 d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

（２） 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定します。

ア 区域の設定の基準

森林の区域		基準
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 『木材生産機能維持増進森林』		次のいずれかに該当する森林とする。 なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとする。 a 林木の生育が良好な森林 b 林道等の開設（予定）、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林 c 木材等生産機能の評価区分が高い森林 d その他木材等生産機能の維持増進を図る必要がある森林
	特に効率的な施業が可能な森林	林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえ「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とする。

イ 森林施業の方法に関する指針

生産目標に応じた伐採の方法等についての指針は、次表のとおりです。

植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹 種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の 目安(林齢)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
スギ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	Ⅰ等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	Ⅱ等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

(3) その他必要な事項

特になし。

4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区 分		現況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	10,385	10,268
	育成複層林	430	589
	天然生林	16,695	16,653
森林蓄積 (m ³ /ha)		201	197

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林のこと。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

5 その他必要な事項

森林の公益的機能を維持するために、県民生活に影響が大きい手入れ不足人工林の集中的な整備及び所有者の施業意志のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。

また、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

1 立木竹の伐採（間伐以外）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

区 分	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下の伐採）とするものとする。 また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。
留意事項	① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。 ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努めるものとする。 ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。 ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮するものとする。 ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢に関する指針は、次表のとおりです。

なお、標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

立木の標準伐期齢に関する指針

スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹 (主として萌芽 によるものを除 く)	主として萌芽に よって生立する 樹種	主として植栽又 は下種によって 生立する広葉樹
35 年	40 年	30 年	40 年	20 年	45 年

(3) その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、1（1）によるほか、以下のとおり取り扱うものとします。

ア 伐採の区域について

伐採を行う際には、対象区域で行う森林施業内容を見据え、傾斜や気象条件といった自然条件等の影響を踏まえながら計画するとともに、公共施設や人家などからの距離、法令の指定状況等社会的状況を十分勘案し、効率的かつ安全に施業が行えるよう計画するものとします。

イ 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)及び、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン(令和元年8月5日広島県林業課)」のほか、次の点に留意して伐採を行うものとします。

- (ア) 伐採に伴い、路網・土場を開設する場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針(平成23年4月広島県林業課)」を基準に最大限の注意を払うものとします。
- (イ) 伐採、搬出、林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとします。
- (ウ) 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとします。

また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとします。

ウ 伐採の周知について

市町村森林整備計画で定める一定規模以上の面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとします。

エ 花粉発生源対策の加速化

花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとします。

2 造林

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

また、次表の樹種を主体とするものの、適地適木として市町の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、幅広い樹種の中から定めるものとし、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められます。

なお、苗木の選定については、特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の増加に努めます。

人工造林の対象樹種の指針

針 葉 樹	広 葉 樹
スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用にも努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等にも努めるものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	1,500～3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	1,500～3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

その他人工造林の方法の指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりです。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものです。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

区 分		人工造林をすべき期間	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地		皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地	人工造林の場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内
	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後から2年以内
		択伐	

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、不確実性が伴うことから、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等を十分確認すること等により、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

天然更新の対象樹種に関する指針

区 分	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法に関する指針は、次のとおりです。

(7) 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数に関する指針

樹種	期待成立本数	天然更新すべき本数
アカマツ、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	6,000 本/ha	期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。）とするものとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法に関する指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後2～3年以降に2～3回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

(ウ) 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針は、広島県天然更新完了基準とします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した森林作業道や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ることとし、市町村森林整備計画においてその基準を定めるものとします。

ア 種子を供給する母樹が存在しない森林

イ 天然稚樹の育成が期待できない森林

ウ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

エ 周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

(4) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附)参考資料7「林分密度管理図」に基づき、次表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数（ヘクタール当たり立木密度）により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000本/ha植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 2,000 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～Ⅱ等地	I 等地		
スギ	I 等地 800 本/ha Ⅱ等地 1,100 本/ha	樹高 17m	樹高 21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数 R_y がおおむね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		
ヒノキ	I 等地 800 本/ha Ⅱ等地 1,100 本/ha	樹高 15m	樹高 18m	27～31	
	〔参考〕 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 1,500 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回			
		Ⅰ等地			
スギ	Ⅰ等地 800 本/ha Ⅱ等地 1,100 本/ha	樹高 21m		27	林分密度管理図を参考に収量比数 R_y がおおむね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	35			
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100 本			
ヒノキ	Ⅰ等地 800 本/ha Ⅱ等地 1,100 本/ha	樹高 18m		27	
	〔参考〕 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	37			
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100 本			

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期（林齢）			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとします。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15 年生から 55 年生まで 10 年毎に 3 割、以降 20 年ごとに 2 割
	16	20 年生から 50 年生まで 10 年毎に 3 割、以降 20 年ごとに 2 割
ヒノキ	16	15 年生から 55 年生まで 10 年毎に 3 割、以降 20 年ごとに 2 割
	14	15 年生から 75 年生まで 15 年毎に 3 割、以降 25 年ごとに 2 割

注 「地位指数」とは、40 年生時の樹高のこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとしますが、状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期（林齢）					備考
				初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	
下刈	スギ	I～II	1,500～3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I～II	1,500～3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I～II	3,000～5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					
			2,000	16～21					
			1,500	17～23					
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14					
			2,000	15～20					
			1,500	19～26					
	アカマツ	II	3,000～5,000	10					

注 1 地位級の I、II は I 等地、II 等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

(3) その他必要な事項

特になし。

《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとします。

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期	間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法
910 本/ha		樹高 16m	30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木するものとする。
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17		
	地位指数 24	18		
	地位指数 22	20		
	地位指数 20	22		
	地位指数 18	25		
	地位指数 16	30		
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha		

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

4 林道等の開設や林産物の搬出

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを実施するものとします。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設量については、Ⅲの第3の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第2の2(4)「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画するものとします。

基幹路網の現状

区 分	路線数	延長 (km)
基 幹 路 網	88	155
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとします。

また、作業システムは、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図るものとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	60 〈50〉 以上	16 以上
	架線系作業システム	20 〈15〉 以上	
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林業専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、「林道規程」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、「広島県林業専用道作設指針」(平成23年8月31日制定)、「広島県森林作業道作設指針」(平成23年4月1日制定)、「広島県森林作業道実施基準」(平成28年11月7日最終改正)に即して開設するものとします。

林道及び林業専用道については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を行うものとします。

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりです。

傾斜区分	規格・構造の考え方
① 傾斜 25° 以下	比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。
② 傾斜 25～ 35°	中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。
③ 傾斜 35° 以上	急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、事前に県や市町の林務担当課と協議するものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(6) その他必要な事項

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行います。

特に、林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を特定する森林については、第5の1(2)に定めるものとし、地表を極力損傷しないよう、架線集材等により林産物の搬出を行います。

5 森林施業の合理化等

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

航空レーザ計測データの解析結果を活用して、採算性の指標となる「林地傾斜」及び「車道からの距離」により、条件の良い区分を林業経営適地候補とします。林業経営適地候補を中心に、効率的な施業が可能な適正規模(10～20ha)にまとめた事業地を林業経営適地として特定する取組を推進するとともに、航空レーザ計測等により整備した森林資源情報の公開を促進します。

これらの取組と併せ、新たに開始した「森林経営管理制度」の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林についても、適切な経営や管理の確保を図るため、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築を図ることで、経営規模の拡大を後押しします。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

市町及び森林組合など地域の関係者による地域協議会を通じて、関係者の合意形成を図るとともに、森林経営管理制度等を活用した市町の取組を支援することで、林業経営適地の集約化の取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界の明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の育成

林業経営体は、安定的な事業地の確保が困難となっていることや、収支の改善が不十分であることから、生産規模の拡大が進んでいません。

このため、高い収益性と生産性を実現することで森林所有者の所得向上につながりうる能力を有するとともに、主伐・再造林や間伐等の実施などにより持続的な林業経営を行うことが可能な経営力の高い林業経営体の育成を図る必要があります。

また、効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を林業経営体が計画的な林業経営を行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営体や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高める取組を推進することで、経営基盤の強化を図ります。

イ 林業従事者の確保・育成

林業への就業希望者に対して、就職先の斡旋や定住先の確保の相談など、マンツーマンできめ細やかな対応を行うことにより、林業従事者の確保を図ります。

また、「緑の雇用」などの研修により、林業従事者の育成を図るとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性の活躍・定着、外国人材の適正な受入れに取り組みます。また、林業経営体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上など、就業条件の改善等を進め、林業従事者の定着率の向上を図ります。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営体が効率的かつ安定的に木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐における各段階での効率化を図るため、生産性の向上や、労働負荷の軽減を図る上で重要となる林業機械の導入を促進します。

併せて、伐採・搬出等の生産性の向上を図るとともに、現場の課題に的確に対応できる技術者の育成に向け、技術研修等を実施します。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 効率的な流通体制の構築

大規模製材工場の整備支援や、広島県森林組合連合会に設置した流通コーディネーターと連携して、林業経営体から木材を集め、需要先へ安定的に供給する取組により、安定供給協定による取引量は増加しましたが、今後、主伐の増加に伴い、製材用材の増加が予測されます。

このため、引き続き県内外の大規模製材工場等の需要を把握し、林業経営体の出荷のとりまとめを担う流通コーディネーターと連携して、県産材の安定供給量の増加を推進します。

なお、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

イ 県産材需要の確保

県産材の主な需要先である住宅分野においては、人口減少等の影響による新設住宅着工戸数の減少から、木材需要の減少が予測されますが、今後、主伐の増加に伴い、製材用材の増加が見込まれるため、木造住宅に加え、住宅以外の建築物の木造化・木質化等を促進し、更なる需要の確保に取り組みます。

(5) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び木材産業での就業機会の創出や生活環境を整備するとともに、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

第5 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源の涵（かん）養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林及び保安施設地区の森林とします。

- ① 水源かん養保安林 ② 土砂流出防備保安林 ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ なだれ防止保安林 ⑤ 落石防止保安林 ⑥ 保健保安林
- ⑦ 風致保安林 ⑧ 保安施設地区の森林

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		面積（ha）	内訳		留意すべき事項
市町			保安林等	保安林等以外	
計画区総数		27,984.89	8,116.22	19,868.67	
神石郡	神石高原町	27,984.89	8,116.22	19,868.67	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土地の形質の変更に当たっては、特に林地の保全に支障を及ぼさないよう十分留意するものとする。

※箇所別明細は森林簿や保安林台帳による。

※保安林等：保安林又は保安施設地区

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地開発許可制度の適正な運用を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林、居住環境の保全・形成に重要な役割を果たす森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

また、土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案して実施地区の選定を適切に行うとともに、法面の緑化、土留工等の防災施設、調整池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずるものとします。

さらに、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組等に配慮します。

なお、土砂の搬出、搬入、埋立等については、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 16 年広島県条例第 1 号）を遵守するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

(4) その他必要な事項

特になし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵（かん）養、災害の防備の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進します。

また、指定済保安林については、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち、水源の涵（かん）養又は災害の防備の目的を達成するために森林の造成事業、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には、保安施設地区の指定を行うことができるものとし、指定期間満了の時に森林であるものについては、既に保安林であるものを除き保安林に転換し管理します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、安心・安全の確保を図る観点から、流域における森林に関する自然条件等を勘案し、豪雨、地震等の多様な自然現象による山地災害に対して強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生が高まっていることや山腹崩壊に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、治山施設による整備と機能低下した保安林の整備等を流域の特性に応じて計画的に実施します。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。

治山事業の実施にあたっては、本県の山地災害の特色を反映した対策を講じるため、平成31年3月に策定した「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に基づき、ハード対策及びソフト対策による治山対策に取り組めます。

ハード対策については、災害後の調査で、溪流内堆積物や周辺の侵食された斜面の内部に存在する転石が流下したことにより、下流への被害が助長された箇所が多く見られたことから、新たな治山ダムの計画にあたっては、転石の衝撃力に耐えうる天端厚の設定や鉄筋の挿入による補強などの巨石を含む転石対策に取り組むとともに、一部の治山ダムで土石流による損壊が見られたことから、再度災害の恐れが高く、土石流による甚大な被害が懸念される箇所については、土石流流体力を考慮した土石流対応型の治山ダムを整備します。

また、流木対策として、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐

等の森林整備、流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採などに取り組みます。

ソフト対策については、地形図による判読ではわからない地形からの崩壊発生が見られたことから、レーザ解析手法等を用い、従来の地形図では判読できなかった微地形や山地災害の危険地区を高い精度で把握し、事業計画の策定や事業の優先度決定に活用するとともに、山地災害の危険性や避難行動などについて、県民及び地域住民等へ周知します。

既存の治山施設については、施設点検結果を基に個別施設計画を策定し、治山施設の老朽化対策及び機能強化を図ります。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ります。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ります。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林の台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行います。

3 鳥獣害の防止

市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定めるに当たっての方針は、次のとおりです。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、設定します。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害の防止に当たっては、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による対策を推進します。

その際、地域の鳥獣被害実態を把握するために、被害状況調査等を実施し、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ります。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

また、林業従事者等を対象とした、シカの生態、防護対策及び捕獲のための罠の設置方法の知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、シカ被害抑制対策のための人材を育成します。

4 森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策に当たっては、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めるものとします。

なお、松くい虫による被害については、被害状況に応じて、防除対策、被害跡地対策及び天然力の活用を主体とした広葉樹等への樹種転換を図ります。

また、ナラ枯れ被害については、関係機関と情報の共有を図るとともに、被害の状況等に応じて、被害先端地等における適切な防除を推進します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、関係行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発などに努めます。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に留意事項を定めることとします。

(4) その他必要な事項

自然災害の発生状況の把握に努めるとともに、被害の救済を図るため、森林保険の加入を促進します。

第6 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において森林の保健機能の増進に関する事項を定める場合には、次の事項を指針とします。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵（かん）養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行います。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めます。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行います。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
水源かん養保安林	計		7,725.80	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	2,123.86		
		(神石)	2,685.04		
		(豊松)	1,034.18		
		(三和)	1,882.72		
防備土砂流出保安林	計		380.75	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	24.07		
		(神石)	30.05		
		(豊松)	17.56		
		(三和)	309.07		
防備土砂崩壊保安林	計		10.02	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	8.91		
		(神石)	0.49		
		(三和)	0.62		
保安林保健	計		21.63	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(三和)	21.63		
保安林風致	計		71.16	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(神石)	71.16		
保安地区施設	計		0.26	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	0.03		
		(神石)	0.23		
砂防法	計		20.04	広島県砂防指定地管理条例の定めによる。	
	砂防指定地	(油木)	9.46		
		(豊松)	7.31		
		(三和)	3.27		
国定公園	第1種特別	計	126.88	自然公園法の定めによる。	
		神石高原町 (神石)	126.88		
	第2種特別	計	352.47		
		神石高原町 (油木)	69.52		
		神石高原町 (神石)	282.95		

種類		森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
然 県 公 立 園 自	特 第 別 2 種	計		28.66	広島県立自然公園条例の定めによる。	
		神石高原町	(三和)	28.66		
管 保 理 鳥 法 獣	地 保 特 区 護 別	計		4.80	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の定めによる。	
		神石高原町	(神石)	4.80		
及 文 保 化 護 財 条 保 例 護 化 財 法	指 名 定 勝 地 地 域 域	計		20.72	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。	
		神石高原町	(神石)	20.72		
	指 及 天 定 び 然 地 県 記 域 念 念 域 物 物	計		4.84		
		神石高原町	(油木)	4.84		
県 自 保 然 全 環 条 境 例	特 県 別 自 地 然 区 地 域 域 境	計		92.96	広島県自然環境保全条例の定めによる。	
		神石高原町	(油木)	40.72		
			(豊松)	52.24		

※ 箇所別明細は、森林簿、保安林等の台帳もしくは区域図による。

2 その他必要な事項

特になし。

森林の施業方法

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
水源かん養保安林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林況が粗悪な森林、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で伐採方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 樹種別に定める標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める。）以上とする。 (3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することのできる1か所当たりの面積は20ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。 (4) 択伐する場合の制限 ア 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、当該年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合とする。 ただし、その算出された率が30パーセントを超えるときは30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）とする。 イ 指定後最初に行う場合の択伐率は、アにかかわらず30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）に当該森林の立木材積、その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じた割合とする。 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 樹冠疎密度が80パーセント以上の箇所とする。 (2) 間伐のできる立木の材積 当該林分の伐採時の立木材積の35パーセントを超えず、かつ、伐採後5年を経過して樹冠疎密度が80パーセント以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	1 更新 成林が早急にしかも確実に期待される場合は、天然更新によることができるが、成林の見込みが困難な箇所及び樹種、林相の改良を目的とした伐採跡地については人工更新による。 2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。 ただし、造林又は保育のためにする地拵、下刈、除伐、つる切り又は枝打ちなどの森林施業はこの限りでない。
土砂流出防備保安林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、皆伐することができるのは、地盤が比較的安定した森林とし、その他の森林にあっては択伐とするが、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）	1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な箇所については人工更新による。 2 その他 （水源かん養保安林と同じ）

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林 (続き)	(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することができる1か所当たりの面積は10ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。 (4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ） 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ） (2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）	
土砂崩壊防備保安林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、保安施設事業の施行地で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ） (3) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ） 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ） (2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）	1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。 2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。
保健保安林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難となるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。地域の景観を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ） (3) 皆伐する場合の制限 （土砂流出防備保安林と同じ） (4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ） 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ） (2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）	1 更新 （土砂流出防備保安林と同じ） 2 その他 （水源かん養保安林と同じ）

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
風致保安林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあっては禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 (なだれ防止保安林と同じ) 2 その他 (水源かん養保安林と同じ)
保安施設地の森林	1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、立木を伐採しても指定の目的に支障のない場合は、当該指定目的相当の指定施業要件に準じ択伐又は伐採種を定めないものとする。	
砂防指定地の森林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、砂防設備の保全に悪影響があると認められる地域及び砂防工事により施工した山腹植栽地での伐採は原則として禁止する。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) 2 間伐 (1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ) (2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)	1 更新 原則として人工更新による。 2 その他 (1) 土石類の採取は、原則として禁止する。 (2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。
国定公園第一種特別地域の森林	1 主伐 (1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 標準伐期齢に10年を加えた年齢以上とする。 (3) 択伐率 択伐率は、伐採時における当該林分の立木材積の10パーセント以内とする。	1 その他 (1) 鉱物の掘採又は土石の採取は、露天掘を原則として禁止する。露天掘以外の方法によるものでも抗口を第一種特別地域に設けるものは、原則として禁止する。 (2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は原則として禁止する。

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第二種特別地域の森林	1 主伐 (1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるが、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として、単木択伐法によるものとする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ） (3) 皆伐する場合の制限 ア 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多く保存木を残す場合又は、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。 (4) 択伐率 択伐率は、用材林においては、当該林分の立木材積の30パーセント以内とし、薪炭林にあつては60パーセント以内とする。	1 その他 (1) 鉱物の掘採又は土石の採取は第一種特別地域の取扱いに準ずる。 (2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、風致景観上支障のない場合を除き原則として禁止する。 （主たる景観から望見できない場所で、かつ、軽微な形状変更を除く。）
県立公園第一種特別地域の森林	国定公園第一種特別地域の森林に準ずる。	
県立公園第二種特別地域の森林	国定公園第二種特別地域の森林に準ずる。	
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の森林	1 主伐 (1) 伐採種 特に定めない。 ただし、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められる森林又は保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ） (3) 皆伐する場合の制限 地域森林計画の計画期間中における当該計画に係る特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。	1 更新 （水源かん養保安林と同じ） 2 その他 （水源かん養保安林と同じ）

種 類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
び 財 文 県 保 化 名 護 財 勝 条 保 指 例 護 定 法 法 地 及 及 域 の 県 の 勝 文 森 勝 化 林 及 化	1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、風致景観を損なわないよう必要最小限度の単木択伐をすることができ (2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。	1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。 2 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。
県 護 文 天 条 化 然 例 財 記 による 念 物 護 指 天然 定 法 法 地 及 及 域 の 県 の 勝 文 森 勝 化 林 及 化	1 主伐 (1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得た場合又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合には伐採することができる。 (2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。	1 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。
域 県 の 自 特 然 別 環 地 境 区 保 の 全 森 条 林 例 による 自然 環境 保全 地	伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。 1 主伐 (1) 伐採種 原則として択伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐を行うことができる。 (2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ) (3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ) (4) 皆伐する場合の制限 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とし、伐区は努めて分散させる。	1 その他 鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。
森 然 県 林 環 自 境 然 保 環 全 境 地 保 域 全 の 条 普 例 通 による 地 地区 区 の 自	全般的に自然環境の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、自然環境の維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。	1 その他 鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。

注 この表以外の制限行為については、他の法令に定める基準によるものとする。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：％

区 分	区域面積①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	38,198	31,674	3,689	27,985	82.9
神石高原町	38,198	31,674	3,689	27,985	82.9

注1 区域面積：国土交通省国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）」による。

2 国有林（林野庁所管）：近畿中国森林管理局

3 表中の森林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(2) 地況

ア 気候

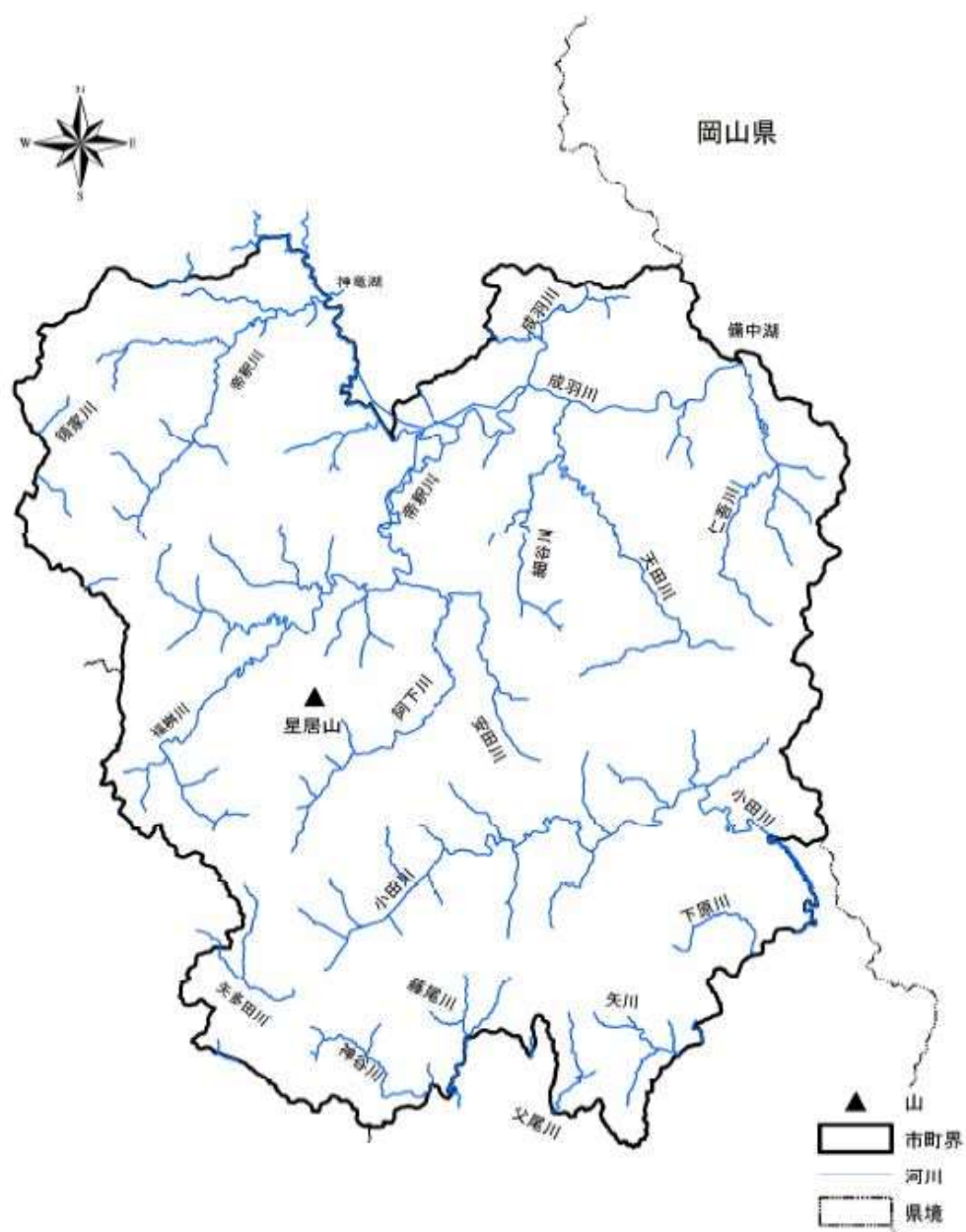
観測地	年間 降水量 (mm)	月 平 均 気 温			日照時間 (h)	最 大 積雪深 (cm)
		最 高 (℃)	最 低 (℃)	年平均 (℃)		
神石高原町（油木）	1,413	24.4	0.2	12.0	1,860.6	

注1 国土交通省気象庁「気象データ」による。

2 数値は、令和2年～令和6年の平均値

イ 地勢

高梁川上流森林計画区地勢図



ウ 地質、土壌等

(ア) 市町村別地質分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	花崗岩	流紋岩	中・古生	第三・ 第四紀	その他	計
総 数	2,806	8,311	9,295	1,110	6,463	27,985
神石高原町	2,806	8,311	9,295	1,110	6,463	27,985

注1 表中の民有林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(イ) 市町村別森林土壌分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	未熟土	乾性 褐色森林土	適潤性 褐色森林土	湿性 褐色森林土	黒色土	計
総 数		5,037	21,868		1,080	27,985
神石高原町		5,037	21,868		1,080	27,985

注1 表中の民有林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総 数	38,198	31,674	1,018	753	235	5,506	370
神石高原町	38,198	31,674	1,018	753	235	5,506	370

注1 総面積：国土交通省国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）」による

2 農地：農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス（2020）」経営耕地の状況による。

3 宅地：広島県総務局税務課「令和6年度版市町村税の概要」による。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
		総額	農業	林業	漁業			
総 数	28,007	2,450	2,235	214	1	8,804	17,127	▲ 375
神石高原町	28,007	2,450	2,235	214	1	8,804	17,127	▲ 375

注1 広島県総務局統計課「令和4年度広島県市町民経済計算結果報告」による。

2 その他欄は、輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税。

3 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	漁業		
総 数	4,374	1,086	1,025	59	2	1,005	2,283
神石高原町	4,374	1,086	1,025	59	2	1,005	2,283

注1 総務省統計局「令和2年国勢調査報告」による。

2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 高梁川上流森林計画区

(7) 総 数 (その1)

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³、竹束

		総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数		27,984.89	5,516,039	37,073.0									
立木地合計		27,510.23	5,516,039	37,073.0	17,192.06	4,372,767	26,857.6	2,508.04	876,038	3,635.6	7,295.29	1,966,022	17,649.7
天然林合計		17,084.16	2,562,393	15,110.4	6,911.49	1,431,361	5,086.3						
人工林合計		10,426.07	2,953,646	21,962.6	10,280.57	2,941,406	21,771.3	2,508.04	876,038	3,635.6	7,295.29	1,966,022	17,649.7
1	天 然 林	195.42											
	人 工 林	1.13			1.04			0.04			1.00		
2	天 然 林	324.90			0.77								
	人 工 林	89.77			89.52						86.44		
3	天 然 林	252.85	3,562	387.4	2.77	88	12.5						
	人 工 林	46.35	1,176	194.3	43.45	1,121	188.9	0.08	4	0.6	38.10	955	165.1
4	天 然 林	87.39	4,011	288.7	40.78	2,766	196.9						
	人 工 林	79.21	4,245	439.6	70.29	4,039	423.6	3.74	386	30.1	65.12	3,558	386.7
5	天 然 林	174.08	6,934	393.5	13.38	1,298	59.2						
	人 工 林	173.98	17,496	1,151.7	162.87	17,111	1,128.9	3.16	476	21.8	153.04	16,004	1,077.9
6	天 然 林	45.38	4,869	162.5	35.67	4,365	141.8						
	人 工 林	201.52	29,037	1,320.2	191.80	28,538	1,299.5	6.82	1,350	41.5	184.62	27,145	1,256.6
7	天 然 林	68.73	6,980	178.3	28.46	4,674	97.8						
	人 工 林	255.88	48,462	1,526.7	247.82	47,912	1,508.1	3.01	677	14.9	244.61	47,207	1,492.6
8	天 然 林	96.39	8,483	201.8	12.70	2,039	32.1						
	人 工 林	346.15	77,441	1,691.4	332.67	76,334	1,662.6	7.43	1,934	29.8	323.73	74,115	1,628.7
9	天 然 林	180.66	23,392	358.5	70.80	13,210	146.0						
	人 工 林	979.67	250,387	3,704.7	976.64	250,143	3,699.4	62.17	17,890	213.3	911.35	231,689	3,479.8
10	天 然 林	358.89	44,044	585.8	104.33	20,061	169.5						
	人 工 林	1,436.84	391,022	3,823.5	1,434.10	390,794	3,819.5	123.78	38,319	363.9	1,308.53	352,149	3,452.7
11	天 然 林	318.53	47,190	459.3	151.04	29,326	207.3						
	人 工 林	1,074.43	304,420	2,110.5	1,072.94	304,237	2,107.9	75.22	24,284	197.3	977.38	275,940	1,882.2
12	天 然 林	1,150.62	168,494	1,389.2	424.48	85,566	429.5						
	人 工 林	1,430.46	424,438	1,964.4	1,423.01	423,361	1,951.8	190.89	63,167	301.6	1,073.62	326,667	1,482.9
13	天 然 林	1,887.09	281,771	2,207.2	685.58	143,491	577.8						
	人 工 林	1,311.88	412,645	1,494.7	1,301.81	411,771	1,484.3	437.17	153,055	662.4	681.46	219,305	665.1
14	天 然 林	2,871.69	440,060	2,485.9	1,052.73	219,379	714.2						
	人 工 林	1,472.57	483,081	1,412.9	1,456.06	481,362	1,399.3	768.09	270,248	945.4	630.99	198,566	413.3
15	天 然 林	2,694.70	431,372	1,834.5	1,074.57	225,876	578.9						
	人 工 林	551.15	190,709	418.0	538.39	189,450	410.5	303.25	114,469	299.8	204.43	68,070	94.3
16	天 然 林	1,502.63	239,354	1,027.1	572.04	120,889	307.4						
	人 工 林	82.75	25,018	59.9	67.89	23,211	48.9	36.54	13,908	35.8	30.14	9,066	12.4
17	天 然 林	1,313.10	212,768	902.0	510.37	109,376	277.0						
	人 工 林	103.42	32,428	68.4	93.43	31,242	61.3	39.75	15,195	39.4	53.28	15,997	21.8
18	天 然 林	1,164.33	194,125	784.0	506.91	107,197	270.5						
	人 工 林	126.04	40,391	83.4	121.49	40,055	81.5	50.50	18,487	51.2	70.99	21,568	30.3
19	天 然 林	758.85	126,788	499.6	363.52	76,223	194.8						
	人 工 林	127.48	39,503	82.3	120.56	39,053	79.8	51.81	18,258	51.0	67.23	20,478	28.1
20	天 然 林	1,637.93	318,196	965.1	1,260.59	265,537	673.1						
	人 工 林	535.39	181,747	416.0	534.79	181,672	415.5	344.59	123,931	335.8	189.23	57,543	79.2
無 立 木 地		竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
		261.61	226,206		213.05								
		伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 高梁川上流森林計画区

(7) 総数 (その2)

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³、竹束

		マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数													
立木地合計		7,345.02	1,520,291	5,543.6	43.71	10,416	28.7	10,318.17	1,143,272	10,215.4	54.63	5,204	73.4
天然林合計		6,908.07	1,430,826	5,084.6	3.42	535	1.7	10,172.67	1,131,032	10,024.1	20.81	2,242	15.3
人工林合計		436.95	89,465	459.0	40.29	9,881	27.0	145.50	12,240	191.3	33.82	2,962	58.1
1	天 然 林							195.42					
	人 工 林							0.09			0.09		
2	天 然 林	0.77						324.13					
	人 工 林	3.08						0.25			0.08		
3	天 然 林	2.77	88	12.5				250.08	3,474	374.9			
	人 工 林	5.27	162	23.2				2.90	55	5.4			
4	天 然 林	40.78	2,766	196.9				46.61	1,245	91.8			
	人 工 林	1.43	95	6.8				8.92	206	16.0			
5	天 然 林	13.38	1,298	59.2				160.70	5,636	334.3			
	人 工 林	6.67	631	29.2				11.11	385	22.8	1.02	34	2.0
6	天 然 林	35.67	4,365	141.8				9.71	504	20.7			
	人 工 林	0.36	43	1.4				9.72	499	20.7	3.71	175	7.4
7	天 然 林	28.46	4,674	97.8				40.27	2,306	80.5			
	人 工 林	0.20	28	0.6				8.06	550	18.6	5.26	390	13.0
8	天 然 林	12.70	2,039	32.1				83.69	6,444	169.7			
	人 工 林	1.51	285	4.1				13.48	1,107	28.8	10.85	927	23.8
9	天 然 林	70.80	13,210	146.0				109.86	10,182	212.5			
	人 工 林	3.12	564	6.3				3.03	244	5.3	1.58	123	2.6
10	天 然 林	104.33	20,061	169.5				254.56	23,983	416.3			
	人 工 林	1.79	326	2.9				2.74	228	4.0			
11	天 然 林	151.04	29,326	207.3				167.49	17,864	252.0			
	人 工 林	20.34	4,013	28.4				1.49	183	2.6			
12	天 然 林	424.48	85,566	429.5				726.14	82,928	959.7			
	人 工 林	158.50	33,527	167.3				7.45	1,077	12.6			
13	天 然 林	684.94	143,354	577.2	0.64	137	0.6	1,201.51	138,280	1,629.4	0.53	57	0.7
	人 工 林	181.30	39,012	155.3	1.88	399	1.5	10.07	874	10.4	0.38	41	0.5
14	天 然 林	1,052.19	219,267	713.8	0.54	112	0.4	1,818.96	220,681	1,771.7	2.25	260	2.1
	人 工 林	36.96	7,806	25.9	20.02	4,742	14.7	16.51	1,719	13.6	0.85	100	1.0
15	天 然 林	1,073.86	225,761	578.6	0.71	115	0.3	1,620.13	205,496	1,255.6	5.34	604	3.8
	人 工 林	13.12	2,333	6.0	17.59	4,578	10.4	12.76	1,259	7.5	1.75	183	1.2
16	天 然 林	572.04	120,889	307.4				930.59	118,465	719.7	4.48	414	2.8
	人 工 林	0.45	80	0.3	0.76	157	0.4	14.86	1,807	11.0	4.37	524	3.4
17	天 然 林	510.37	109,376	277.0				802.73	103,392	625.0	6.13	658	4.3
	人 工 林	0.40	50	0.1				9.99	1,186	7.1	3.88	465	3.2
18	天 然 林	506.91	107,197	270.5				657.42	86,928	513.5	1.31	156	1.0
	人 工 林							4.55	336	1.9			
19	天 然 林	363.52	76,223	194.8				395.33	50,565	304.8	0.61	74	0.5
	人 工 林	1.52	317	0.7				6.92	450	2.5			
20	天 然 林	1,259.06	265,366	672.7	1.53	171	0.4	377.34	52,659	292.0	0.16	19	0.1
	人 工 林	0.93	193	0.5	0.04	5		0.60	75	0.5			
無 立 木 地		竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
		伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 高梁川上流森林計画区

(7) 総 数 (その3)

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³、竹束

		ア ベ マ キ			ク リ			ブ ナ			そ の 他 広		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数													
立木地合計		6.88	828	6.3	3.47	352	2.8				10,253.19	1,136,888	10,132.9
天然林合計		6.63	812	5.7	3.25	327	2.6				10,141.98	1,127,651	10,000.5
人工林合計		0.25	16	0.6	0.22	25	0.2				111.21	9,237	132.4
1	天然林										195.42		
	人工林												
2	天然林										324.13		
	人工林										0.17		
3	天然林										250.08	3,474	374.9
	人工林										2.90	55	5.4
4	天然林										46.61	1,245	91.8
	人工林										8.92	206	16.0
5	天然林										160.70	5,636	334.3
	人工林										10.09	351	20.8
6	天然林										9.71	504	20.7
	人工林	0.25	16	0.6							5.76	308	12.7
7	天然林										40.27	2,306	80.5
	人工林										2.80	160	5.6
8	天然林										83.69	6,444	169.7
	人工林										2.63	180	5.0
9	天然林										109.86	10,182	212.5
	人工林										1.45	121	2.7
10	天然林										254.56	23,983	416.3
	人工林										2.74	228	4.0
11	天然林										167.49	17,864	252.0
	人工林										1.49	183	2.6
12	天然林				0.07	6	0.1				726.07	82,922	959.6
	人工林										7.45	1,077	12.6
13	天然林	0.21	22	0.3							1,200.77	138,201	1,628.4
	人工林										9.69	833	9.9
14	天然林	0.71	82	0.7	2.10	243	2.0				1,813.90	220,096	1,766.9
	人工林				0.22	25	0.2				15.44	1,594	12.4
15	天然林	0.23	35	0.2							1,614.56	204,857	1,251.6
	人工林										11.01	1,076	6.3
16	天然林										926.11	118,051	716.9
	人工林										10.49	1,283	7.6
17	天然林	0.34	41	0.3							796.26	102,693	620.4
	人工林										6.11	721	3.9
18	天然林	1.60	194	1.4							654.51	86,578	511.1
	人工林										4.55	336	1.9
19	天然林	3.38	419	2.7	1.08	78	0.5				390.26	49,994	301.1
	人工林										6.92	450	2.5
20	天然林	0.16	19	0.1							377.02	52,621	291.8
	人工林										0.60	75	0.5
無 立 木 地		竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
		伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 高梁川上流森林計画区

(イ) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³、竹束

		総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数		430.28	78,069	312.2									
立木地合計		430.28	78,069	312.2	383.89	74,224	283.5	0.25	97	0.3	8.03	1,439	27.4
天然林合計		362.21	70,841	250.8	359.31	70,511	248.2						
人工林合計		68.07	7,228	61.4	24.58	3,713	35.3	0.25	97	0.3	8.03	1,439	27.4
1	天然林												
2	天然林												
3	天然林												
4	天然林	0.68	45	3.2	0.68	45	3.2						
5	天然林	0.10	9	0.4	0.10	9	0.4						
6	天然林	2.81	375	18.5	2.81	375	18.5				2.81	375	18.5
7	天然林												
8	天然林	0.24	38	0.6	0.24	38	0.6						
9	天然林	0.13	22	0.3	0.13	22	0.3				0.09	20	0.3
10	天然林	1.97	359	3.1	1.97	359	3.1				0.03	7	0.1
11	天然林	2.60	478	3.5	2.60	478	3.5						
12	天然林	48.61	9,028	46.0	48.50	9,017	45.9				0.17	32	0.1
13	天然林	73.60	14,541	60.1	73.29	14,507	59.7	0.15	63	0.2	0.49	135	0.4
14	天然林	88.24	17,215	56.7	87.42	17,130	56.0				2.00	312	0.7
15	天然林	64.58	12,893	33.7	64.58	12,893	33.7	0.10	34	0.1	0.75	216	0.3
16	天然林	22.17	4,373	11.9	21.98	4,350	11.7						
17	天然林	15.38	3,029	8.4	14.05	2,870	7.3						
18	天然林	14.77	2,977	7.7	14.77	2,977	7.7						
19	天然林	13.24	2,748	7.2	13.10	2,730	7.1						
20	天然林	15.90	3,086	8.0	15.90	3,086	8.0						
	人工林	0.15	34		0.15	34					0.15	34	
無 立 木 地		竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
		伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 高梁川上流森林計画区

(4) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³、竹束

		マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ヌ ギ		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数													
立木地合計		375.61	72,688	255.8				46.39	3,845	28.7			
天然林合計		359.31	70,511	248.2				2.90	330	2.6			
人工林合計		16.30	2,177	7.6				43.49	3,515	26.1			
1	天然林												
2	天然林												
3	天然林												
4	天然林	0.68	45	3.2									
5	天然林	0.10	9	0.4									
6	天然林												
7	天然林												
8	天然林	0.24	38	0.6									
9	天然林	0.13	22	0.3									
10	天然林	1.97	359	3.1				0.22	17	0.4			
11	天然林	2.60	478	3.5				1.71	118	2.1			
12	天然林	48.50	9,017	45.9				0.11	11	0.1			
	人工林	4.62	488	2.4				1.99	198	2.3			
13	天然林	73.29	14,507	59.7				0.31	34	0.4			
	人工林	2.89	450	1.8				5.30	322	3.9			
14	天然林	87.42	17,130	56.0				0.82	85	0.7			
	人工林	1.01	167	0.6				7.05	586	4.6			
15	天然林	64.58	12,893	33.7									
	人工林	6.60	840	2.2				6.75	508	3.0			
16	天然林	21.98	4,350	11.7				0.19	23	0.2			
	人工林	0.17	21	0.1				6.57	777	4.3			
17	天然林	14.05	2,870	7.3				1.33	159	1.1			
	人工林							4.29	455	2.5			
18	天然林	14.77	2,977	7.7									
	人工林							3.93	247	1.4			
19	天然林	13.10	2,730	7.1				0.14	18	0.1			
	人工林	1.01	211	0.5				5.68	287	1.6			
20	天然林	15.90	3,086	8.0									
	人工林												
無 立 木 地		竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
		伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ヌ ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 高梁川上流森林計画区

(4) 育成複層林 (その3)

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³、竹束

		ア ベ マ キ			ク リ			ブ ナ			そ の 他 広		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数													
立木地合計											46.39	3,845	28.7
天然林合計											2.90	330	2.6
人工林合計											43.49	3,515	26.1
1	天然林												
2	天然林												
3	天然林												
4	天然林												
5	天然林												
6	天然林												
7	天然林												
8	天然林												
9	天然林										0.22	17	0.4
10	天然林										1.71	118	2.1
11	天然林												
12	天然林										0.11	11	0.1
	人工林										1.99	198	2.3
13	天然林										0.31	34	0.4
	人工林										5.30	322	3.9
14	天然林										0.82	85	0.7
	人工林										7.05	586	4.6
15	天然林										6.75	508	3.0
16	天然林										0.19	23	0.2
	人工林										6.57	777	4.3
17	天然林										1.33	159	1.1
	人工林										4.29	455	2.5
18	天然林										3.93	247	1.4
19	天然林										0.14	18	0.1
	人工林										5.68	287	1.6
20	天然林												
	人工林												
無 立 木 地		竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
		伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

(2) 制限林普通林別森林資源表

(高梁川上流森林計画区)

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	面 積	27,984.89	27,510.23	17,192.06	10,318.17	10,426.07	10,280.57	145.50	10,358.00	10,255.99	102.01	68.07	24.58	43.49
	材 積	5,516,039	5,516,039	4,372,767	1,143,272	2,953,646	2,941,406	12,240	2,946,418	2,937,693	8,725	7,228	3,713	3,515
	成長量	37,073.0	37,073.0	26,857.6	10,215.4	21,962.6	21,771.3	191.3	21,901.2	21,736.0	165.2	61.4	35.3	26.1
制限林	面 積	8,653.70	8,537.31	5,063.98	3,473.33	3,476.02	3,400.90	75.12	3,425.64	3,389.66	35.98	50.38	11.24	39.14
	材 積	1,741,585	1,741,585	1,343,378	398,207	997,328	990,696	6,632	992,533	989,013	3,520	4,795	1,683	3,112
	成長量	11,836.0	11,836.0	8,470.7	3,365.3	7,318.8	7,241.9	76.9	7,274.1	7,218.4	55.7	44.7	23.5	21.2
普通林	面 積	19,331.19	18,972.92	12,128.08	6,844.84	6,950.05	6,879.67	70.38	6,932.36	6,866.33	66.03	17.69	13.34	4.35
	材 積	3,774,454	3,774,454	3,029,389	745,065	1,956,318	1,950,710	5,608	1,953,885	1,948,680	5,205	2,433	2,030	403
	成長量	25,237.0	25,237.0	18,386.9	6,850.1	14,643.8	14,529.4	114.4	14,627.1	14,517.6	109.5	16.7	11.8	4.9

単位 面積：ha 材積：立木はm³、立竹は束

区 分		立 木 地												竹 林	無立木地
		天 然 林													
		總 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林				
		總 数	針葉樹	広葉樹	總 数	針葉樹	広葉樹	總 数	針葉樹	広葉樹	總 数	針葉樹	広葉樹		
總 数	面 積	17,084.16	6,911.49	10,172.67	27.44		27.44	362.21	359.31	2.90	16,694.51	6,552.18	10,142.33	261.61	213.05
	材 積	2,562,393	1,431,361	1,131,032	3,054		3,054	70,841	70,511	330	2,488,498	1,360,850	1,127,648	226,206	
	成長量	15,110.4	5,086.3	10,024.1	21.0		21.0	250.8	248.2	2.6	14,838.6	4,838.1	10,000.5		
制限林	面 積	5,061.29	1,663.08	3,398.21	5.73		5.73	102.50	101.99	0.51	4,953.06	1,561.09	3,391.97	52.73	63.66
	材 積	744,257	352,682	391,575	686		686	20,199	20,142	57	723,372	332,540	390,832	44,073	
	成長量	4,517.2	1,228.8	3,288.4	4.8		4.8	66.8	66.3	0.5	4,445.6	1,162.5	3,283.1		
普通林	面 積	12,022.87	5,248.41	6,774.46	21.71		21.71	259.71	257.32	2.39	11,741.45	4,991.09	6,750.36	208.88	149.39
	材 積	1,818,136	1,078,679	739,457	2,368		2,368	50,642	50,369	273	1,765,126	1,028,310	736,816	182,133	
	成長量	10,593.2	3,857.5	6,735.7	16.2		16.2	184.0	181.9	2.1	10,393.0	3,675.6	6,717.4		

(3) 市町村別森林資源表

(高梁川上流森林計画区)

区 分		総 数	立 木 地												
			総 数			人 数			工 林						
									育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数		面 積	27,984.89	27,510.23	17,192.06	10,318.17	10,426.07	10,280.57	145.50	10,358.00	10,255.99	102.01	68.07	24.58	43.49
		材 積	5,516,039	5,516,039	4,372,767	1,143,272	2,953,646	2,941,406	12,240	2,946,418	2,937,693	8,725	7,228	3,713	3,515
神 石 高 原 町	(油木)	面 積	7,301.13	7,175.98	3,918.15	3,257.83	2,566.01	2,530.73	35.28	2,538.55	2,521.89	16.66	27.46	8.84	18.62
		材 積	1,285,912	1,285,912	942,475	343,437	670,869	668,127	2,742	668,106	666,751	1,355	2,763	1,376	1,387
	(神石)	面 積	7,874.05	7,721.14	4,387.72	3,333.42	3,528.34	3,473.04	55.30	3,502.34	3,469.16	33.18	26.00	3.88	22.12
		材 積	1,867,864	1,867,864	1,440,827	427,037	1,215,307	1,209,601	5,706	1,213,016	1,209,179	3,837	2,291	422	1,869
	(豊松)	面 積	3,994.11	3,913.91	2,425.03	1,488.88	1,567.38	1,544.53	22.85	1,564.12	1,541.27	22.85	3.26	3.26	
		材 積	729,257	729,257	574,187	155,070	402,284	400,076	2,208	401,788	399,580	2,208	496	496	
	(三和)	面 積	8,815.60	8,699.20	6,461.16	2,238.04	2,764.34	2,732.27	32.07	2,752.99	2,723.67	29.32	11.35	8.60	2.75
		材 積	1,633,006	1,633,006	1,415,278	217,728	665,186	663,602	1,584	663,508	662,183	1,325	1,678	1,419	259
	小 計	面 積	27,984.89	27,510.23	17,192.06	10,318.17	10,426.07	10,280.57	145.50	10,358.00	10,255.99	102.01	68.07	24.58	43.49
		材 積	5,516,039	5,516,039	4,372,767	1,143,272	2,953,646	2,941,406	12,240	2,946,418	2,937,693	8,725	7,228	3,713	3,515

単位 面積：ha 材積：立木はm³、立竹は束

区 分		立 木 地												竹 林	無立木地	
		天 然 林						地 林								
		總 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林					
		總 数	針葉樹	広葉樹	總 数	針葉樹	広葉樹	總 数	針葉樹	広葉樹	總 数	針葉樹	広葉樹			
總 数		面積 材 積	17,084.16 2,562,393	6,911.49 1,431,361	10,172.67 1,131,032	27.44 3,054		27.44 3,054	362.21 70,841	359.31 70,511	2.90 330	16,694.51 2,488,498	6,552.18 1,360,850	10,142.33 1,127,648	261.61 226,206	213.05
神 石 高 原 町	(油木)	面積 材 積	4,609.97 615,043	1,387.42 274,348	3,222.55 340,695	16.36 1,683		16.36 1,683	62.87 12,200	62.76 12,189	0.11 11	4,530.74 601,160	1,324.66 262,159	3,206.08 339,001	60.07 75,773	65.08
		(神石)	面積 材 積	4,192.80 652,557	914.68 231,226	3,278.12 421,331	1.38 211		1.38 211				4,191.42 652,346	914.68 231,226	3,276.74 421,120	116.03 89,464
	(豊松)		面積 材 積	2,346.53 326,973	880.50 174,111	1,466.03 152,862	7.90 942		7.90 942	98.15 19,718	98.15 19,718		2,240.48 306,313	782.35 154,393	1,458.13 151,920	45.09 32,493
		(三和)	面積 材 積	5,934.86 967,820	3,728.89 751,676	2,205.97 216,144	1.80 218		1.80 218	201.19 38,923	198.40 38,604	2.79 319	5,731.87 928,679	3,530.49 713,072	2,201.38 215,607	40.42 28,476
	小計		面積 材 積	17,084.16 2,562,393	6,911.49 1,431,361	10,172.67 1,131,032	27.44 3,054		27.44 3,054	362.21 70,841	359.31 70,511	2.90 330	16,694.51 2,488,498	6,552.18 1,360,850	10,142.33 1,127,648	261.61 226,206

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	面 積	27,984.89	27,510.23	17,192.06	10,318.17	10,426.07	10,280.57	145.50	10,358.00	10,255.99	102.01	68.07	24.58	43.49
	材 積	5,516,039	5,516,039	4,372,767	1,143,272	2,953,646	2,941,406	12,240	2,946,418	2,937,693	8,725	7,228	3,713	3,515
県営・県有林	面 積	427.69	424.91	340.99	83.92	322.83	322.83		322.83	322.83				
	材 積	99,696	99,696	90,045	9,651	86,226	86,226		86,226	86,226				
市町有林	面 積	569.26	558.19	420.63	137.56	365.59	357.15	8.44	354.53	350.89	3.64	11.06	6.26	4.80
	材 積	124,470	124,470	108,695	15,775	95,859	95,065	794	94,530	94,280	250	1,329	785	544
財産区有林	面 積	127.24	127.08	74.51	52.57	30.37	30.37		30.37	30.37				
	材 積	22,406	22,406	16,701	5,705	7,596	7,596		7,596	7,596				
私有林	面 積	26,860.70	26,400.05	16,355.93	10,044.12	9,707.28	9,570.22	137.06	9,650.27	9,551.90	98.37	57.01	18.32	38.69
	材 積	5,269,467	5,269,467	4,157,326	1,112,141	2,763,965	2,752,519	11,446	2,758,066	2,749,591	8,475	5,899	2,928	2,971

区 分		単位 面積：ha 材積：立木はm ³ 、立竹は束												竹 林	無立木地
		立 木 地													
		天 然 林													
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林				
総 数	面 積	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹		
		材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積	材 積		
総 数	面 積	17,084.16	6,911.49	10,172.67	27.44		27.44	362.21	359.31	2.90	16,694.51	6,552.18	10,142.33	261.61	213.05
	材 積	2,562,393	1,431,361	1,131,032	3,054		3,054	70,841	70,511	330	2,488,498	1,360,850	1,127,648	226,206	
県営・県有林	面 積	102.08	18.16	83.92	0.04		0.04	0.39	0.39		101.65	17.77	83.88	1.17	1.61
	材 積	13,470	3,819	9,651	3		3	79	79		13,388	3,740	9,648	881	
市町有林	面 積	192.60	63.48	129.12				9.00	9.00		183.60	54.48	129.12	1.92	9.15
	材 積	28,611	13,630	14,981				1,825	1,825		26,786	11,805	14,981	1,497	
財産区有林	面 積	96.71	44.14	52.57				0.12	0.12		96.59	44.02	52.57		0.16
	材 積	14,810	9,105	5,705				24	24		14,786	9,081	5,705		
私有林	面 積	16,692.77	6,785.71	9,907.06	27.40		27.40	352.70	349.80	2.90	16,312.67	6,435.91	9,876.76	258.52	202.13
	材 積	2,505,502	1,404,807	1,100,695	3,051		3,051	68,913	68,583	330	2,433,538	1,336,224	1,097,314	223,828	

(5) 制限林の種類別面積
(その1)
(高梁川上流森林計画区)

制限林 市町		総 数	保 安 林									保安施設 地 区	砂防指定地	
			総 数	水 源 かん養	土 砂 流出防備	土 砂 崩壊防備	防 風	なだれ防止	落石防止	防 火	保 健			風 致
総 数		(408.96) 8,454.16	(215.71) 7,993.65	(121.54) 7,604.26	(1.38) 379.37	10.02					(21.63)	(71.16)	(0.23) 0.03	(2.96) 17.08
神石高原町	(油木)	(64.92) 2,216.49	(32.46) 2,124.38	(32.46) 2,091.40		24.07	8.91						0.03	(0.08) 9.38
	(神石)	(204.12) 3,020.33	(91.28) 2,695.46	(19.89) 2,665.15	(0.23) 29.82		0.49					(71.16)	(0.23)	
	(豊松)	(90.14) 1,021.15	(45.07) 1,006.67	(45.07) 989.11		17.56								7.31
	(三和)	(49.78) 2,196.19	(46.90) 2,167.14	(24.12) 1,858.60	(1.15) 307.92		0.62				(21.63)			(2.88) 0.39
	小計	(408.96) 8,454.16	(215.71) 7,993.65	(121.54) 7,604.26	(1.38) 379.37	10.02					(21.63)	(71.16)	(0.23) 0.03	(2.96) 17.08

注 () は、重複する面積で外数。

制限林 市町		総 数	自 然 公 園					自 然 公 園					県 立 公 園 特 別 地 域			
			国 立 公 園 特 別 地 域					国 定 公 園 特 別 地 域					県 立 公 園 特 別 地 域			
		総 数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総 数	第一種	第二種	第三種	
総 数		(87.09) 423.05					(87.09) 394.39		(66.39) 60.49	(20.70) 333.90		28.66		28.66		
神石高原町	(油木)	69.52					69.52			69.52						
	(神石)	(87.09) 324.87					(87.09) 324.87		(66.39) 60.49	(20.70) 264.38						
	(豊松)															
	(三和)	28.66										28.66		28.66		
	小計	(87.09) 423.05					(87.09) 394.39		(66.39) 60.49	(20.70) 333.90		28.66		28.66		

単位 面積：ha

制限林 市町		鳥獣保護法 による特別 保護地区	都市計画法 による 風致地区	文化財保護法及び広島県文化財 保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					緑地環境 保全地域	急傾斜地 崩壊危険 区 域	地すべり 防止区域
				総 数	史 跡	名 勝	天然記念物	総 数	総数	特別地区	動植物	普通地区			
総 数		(4.80)		(20.72) 4.84		(20.72)	4.84	(77.45) 15.51	(77.45) 15.51	(77.45) 15.51					
神石高原町	(油木)			4.84			4.84	(32.38) 8.34	(32.38) 8.34	(32.38) 8.34					
	(神石)	(4.80)		(20.72)		(20.72)									
	(豊松)							(45.07) 7.17	(45.07) 7.17	(45.07) 7.17					
	(三和)														
	小計	(4.80)		(20.72) 4.84		(20.72)	4.84	(77.45) 15.51	(77.45) 15.51	(77.45) 15.51					

(6) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
総 数	876	1,966	1,520	1,143
人工林	876	1,966	89	12
天然林			1,431	1,131

注 詳細は、年齢別森林資源表に記載。

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし。

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

市 町		山腹崩壊		地すべり		崩壊土砂流出		総 数	
		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
総 数		686	541	2	5	322	136	1,010	682
神石郡	神石高原町	686	541	2	5	322	136	1,010	682

注 1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類		松くい虫			カシノナガキクイムシ		
年 度		R4	R5	R6	R4	R5	R6
総 数		95	95	106	18.21	32.66	146.80
神石郡	神石高原町	95	95	106	18.21	32.66	146.80

種 類		火災			シカ		
年 度		R4	R5	R6	R4	R5	R6
総 数		0.07	0.60	0.18	0.00	0.00	0.00
神石郡	神石高原町	0.02	1.30	0.02			

注 1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分		総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
神石郡	神石高原町	1,638	654	374	353	250	7
総 数		1,638	654	374	353	250	7

注 農林水産省大臣官房統計部「2020年農林業センサス」による。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分		総 数	公有林	私有林
神石郡	神石高原町	599	51	548
総 数		599	51	548

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況 該当なし。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の構成

単位 員数：人、面積：ha

種別	組合名	管轄区域	組合員数	専従職員数	組合員所有面積
森林組合	神石郡森林組合	神石高原町	3,374	7	22,568
生産森林組合	三組二戸生産森林組合	神石高原町	48		92

注1 森林組合要覧 令和6年度版（令和5事業年度）

2 生産森林組合の組合員所有森林面積は、組合所有森林面積。

イ 森林組合の事業内容

単位 金額：千円

事業の種類		取扱高	事業の内容		該当森林組合
			種 別	金額	
販売部門	販売事業	4,041	木材	一般用材	3,635 神石郡
				パルプ材その他	406 神石郡
			乾しいたけ		0
			その他		0
	林産事業	186,095	木材	一般用材	175,191 神石郡
				パルプ材その他	10,904 神石郡
			その他		0
	林産事業 (受託生産)	78,409	木材	一般用材・パルプ	78,409 神石郡
				その他	0
加工部門	加工製造事業	0	製材品		0
			その他		0
	加工製造事業 (受託加工)	0	製材品		0
			その他		0
森林整備部門	購買事業	1,736	山行苗木		158 神石郡
			肥 料		0
			林業用機械器具		1,034 神石郡
			林業用薬剤		115 神石郡
			しいたけ等生産資材		169 神石郡
			その他		260 神石郡
	森林造成事業	177,848	造林	新 植	81,903 神石郡
				その他	0
			保 育		37,601 神石郡
			治 山		0
			林 道		27,180 神石郡
			その他		31,164 神石郡
	うち 受託手数料	244	造林	新 植	0
				その他	0
			保 育		0
			林 道		0
			その他		244 神石郡
	利用及び 福利厚生事業	142,824	病虫害防除		0
			調査収入		3,335 神石郡
			物的施設		2,672 神石郡
			人的施設		0
			林業機械利用料		32,707 神石郡
			造林補助金取扱手数料		1,618 神石郡
			保険取扱手数料		473 神石郡
			支援交付金手数料等		0
森林整備部門	金融事業	0	期末貸 出在高	中金資金	0
				公庫資金	0
				自己資金	0
			受取 利息	中金資金	0
				公庫資金	0
				自己資金	0
			手数料	中金資金	0
				公庫資金	0
				自己資金	0
				雑収入	0
					0

注 森林組合要覧令和6年度版（令和5事業年度）

(5) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区 分		育林業	素 材 生産業	特用林産 物生産業	林業サー ビス業	製材業、 木製品 製造業	木材卸売業、製材業	
							うち素材 市売市場	
神石郡	神石高原町	2	1		2	10	17	
総 数		2	1	0	2	10	17	0

- 注1 令和3年経済センサス・活動調査 事業所に関する集計
 2 木材卸売業は、(一社)広島県木材組合連合会HPから抽出。
 3 うち素材市売市場は、広島県農林水産局林業課調べ。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

区 分		合計		男		女	
		雇い入れ た実経営 体数	実人数	雇い入れ た実経営 体数	実人数	雇い入れ た実経営 体数	実人数
神石郡	神石高原町	8	65	8	57	4	8
総 数		8	65	8	57	4	8

- 注1 農林水産省大臣官房統計部「2020年農林業センサス」
 2 広島県市区町別統計表 林業経営体 雇用者の状況
 3 「-」は調査は行ったが事実のないもの

(7) 林業機械化の概況

機械種名	単位	会社	森林組合	その他法人	個人	合計
フェラーバンチャ	台					
ハーベスタ	台	3	2			5
プロセッサ	台	2				2
スキッダ	台					
フォワーダ	台	5	3			8
タワーヤーダ	台					
スイングヤーダ	台	2	3			5
グラップルバケット	台	5				5
その他	台					

注 広島県農林水産局林業課調べ

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 延長：m

区 分		路線数	延長
神石郡	神石高原町	314	238,710
総 数		314	238,710

注 広島県農林水産局林業課調べ（令和6年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3 、実行歩合：％

区 分	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	167	133	300	217	27	244	130	20	81
針葉樹	123	133	256	179	27	206	146	20	80
広葉樹	44	—	44	38	—	38	86	—	86

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

計 画	実 行	実行歩合
1,239	425	34

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
680	721	106	357	91	25	323	630	195

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m、実行歩合：％

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	2,000	0	0	2	2	100
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総数（実面積）	8,996	8,971	100	2.81	0.58	21
水源涵（かん）養のための保安林	8,470	8,443	100	2.81	0.58	21
災害防備のための保安林	469	472	101	—	—	—
保健・風致の保存等のための保安林	82	82	100	—	—	—

イ 治山事業の数量

単位 地区数、実行歩合：％

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保安施設事業	5	2	40

5 今期計画の明細

(1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細

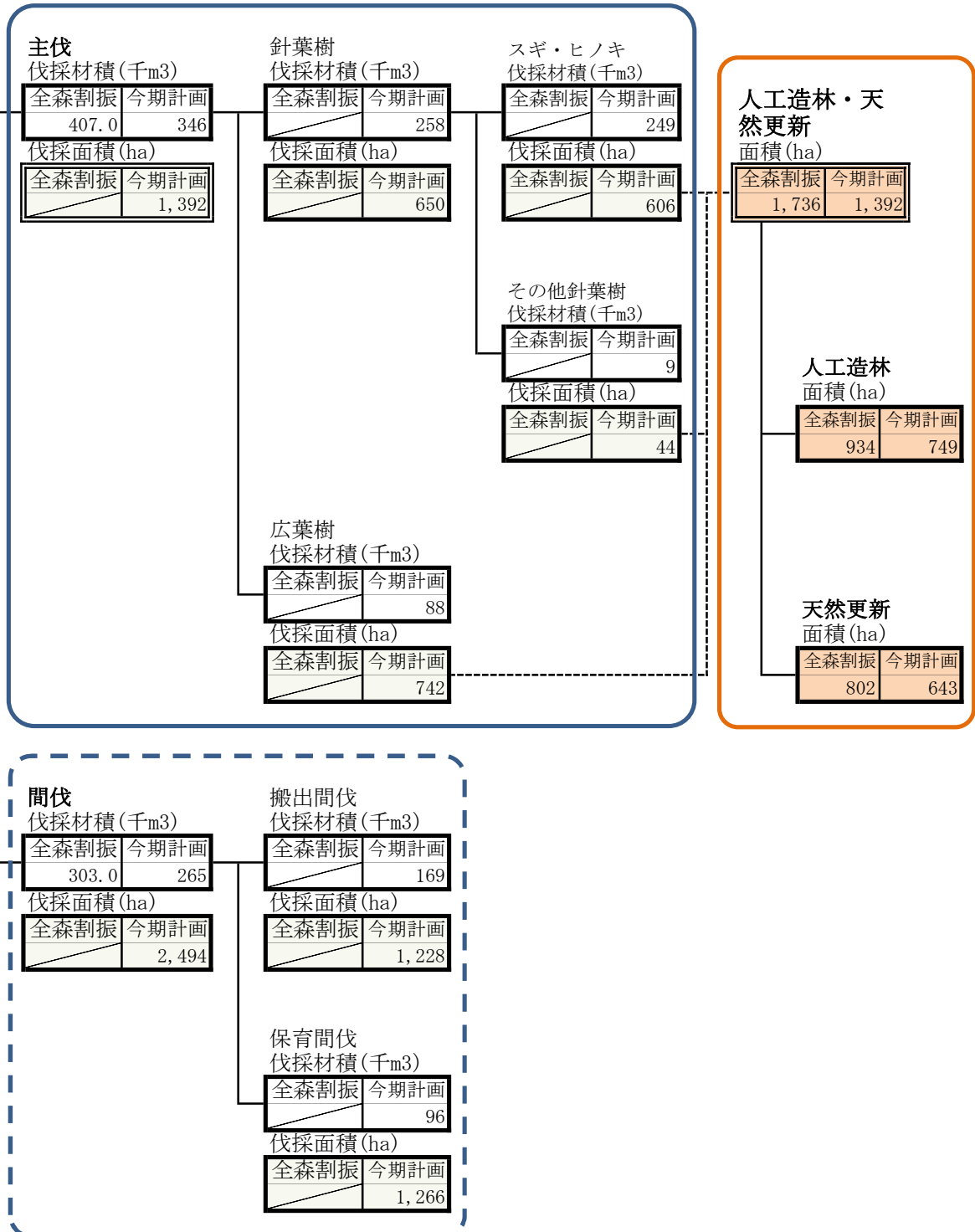
主伐・間伐

伐採材積(千m3) 伐採面積(ha)

全森割振	今期計画	全森割振	今期計画
710.0	611		3,886

全森割振：全国森林計画（計画期間：R06.4.1～R21.3.31の15年間）により、当該計画区に割り振られている計画量（今期計画に対応する期間分）

今期計画：地域森林計画（計画期間：R08.4.1～R18.3.31の10年間）の計画量



6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	ダム・道路	採石採土	その他	合計
0	0	0	0	0	0	0

注1 農用地は、田、畑及び果樹園等である。

2 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
0	0	1,034	1,034

注 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数Ryによる管理表

		上層樹高 m																														数字は収量比数 (Ry)		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
立木密度 本/ha	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00															
	2900	0.05	0.13	0.23	0.31	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99															
	2800	0.05	0.13	0.21	0.29	0.38	0.46	0.55	0.63	0.71	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00															
	2700		0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99															
	2600		0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.68	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98															
	2500			0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	0.72	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99														
	2400				0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	0.70	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00													
	2300				0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99													
	2200					0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00												
	2100					0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00											
	2000					0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00										
	1900					0.35	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.94	0.96	0.97	0.99										
	1800					0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00									
	1700						0.38	0.44	0.49	0.54	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00									
	1600						0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00									
	1500						0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00									
1400						0.48	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00											
1300						0.46	0.50	0.54	0.58	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99							
1200							0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97									
1100								0.49	0.53	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94							
1000								0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.89	0.90	0.92								
900								0.43	0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.62	0.64	0.67	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.85	0.87	0.88							
800								0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.85							
700								0.39	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.80								
600									0.38	0.41	0.43	0.46	0.49	0.51	0.53	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75								
500									0.33	0.36	0.38	0.41	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69								
400										0.30	0.32	0.35	0.37	0.39	0.41	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61								
300											0.24	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40	0.42	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52							
200																		0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.27	0.29	0.30	0.31	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38	0.40		
100																			0.11	0.12	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23		

3000本植栽

2000本植栽

1500本植栽

除伐

保育間伐

搬出間伐

主伐

保育間伐のエリア

収入間伐・主伐のエリア

赤いエリアは収量比数Ryが0.80を超える林分で、肥大生長に影響するほか、冠雪害を受けやすいため、収穫直前以外の管理では白いエリアになるように管理する。

白いエリアは、赤いラインから離れるほど、それぞれの上層樹高に対して本数が少なく、材積の収穫量が小さくなる。

表の数字は、混み合い度の指標で収量比数(RY)を表示している。最多密度(ある樹高での上層の本数密度)を1としたときの相対的な混み具合を示す。

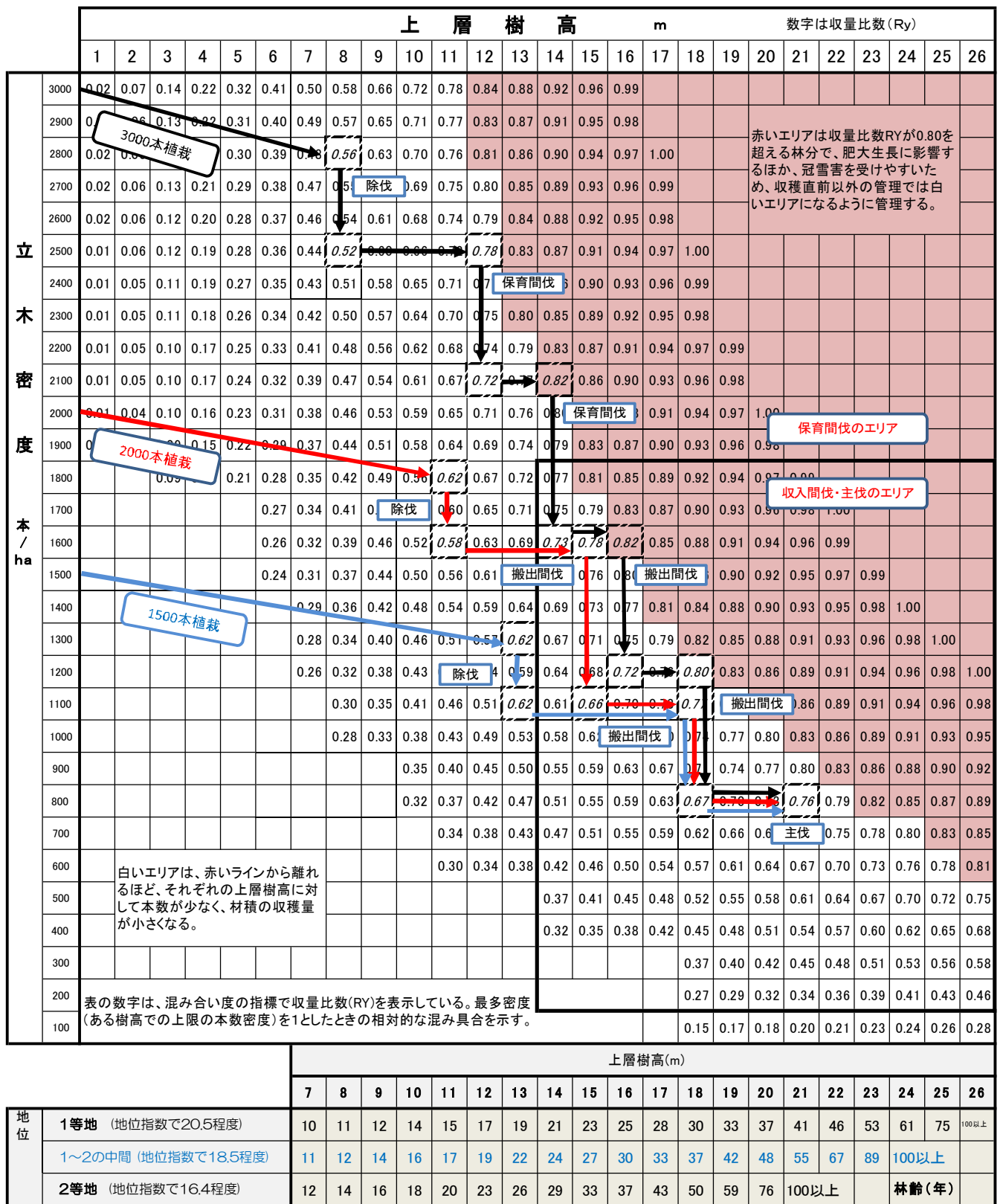
		上層樹高(m)																																	
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
地位	1等地 (地位指数で25.6m程度)	10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50	57	68	91	100以上									
	1~2の中間 (地位指数で22.4m程度)	10	11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	70	100以上													
	2等地 (地位指数で19.2m程度)	11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	100以上																

※↑ 枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

林齢(年)

7 林分密度管理図

(2)ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表



8 主伐上限量の目安

(1)主伐上限量の目安

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(千 m^3)

主伐(皆伐)上限量の目安(千 m^3)
51.8

(2)再造林率に応じた持続的伐採可能量

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千 m^3)	間伐立木材積(千 m^3)	合計(千 m^3)
100	51.8	26.8	78.6
90	46.6		73.4
80	41.4		68.2
70	36.3		63.1
60	31.1		57.9
50	25.9		52.7
40	20.7		47.5
30	15.5		42.3
20	10.4		37.2
10	5.2		32.0